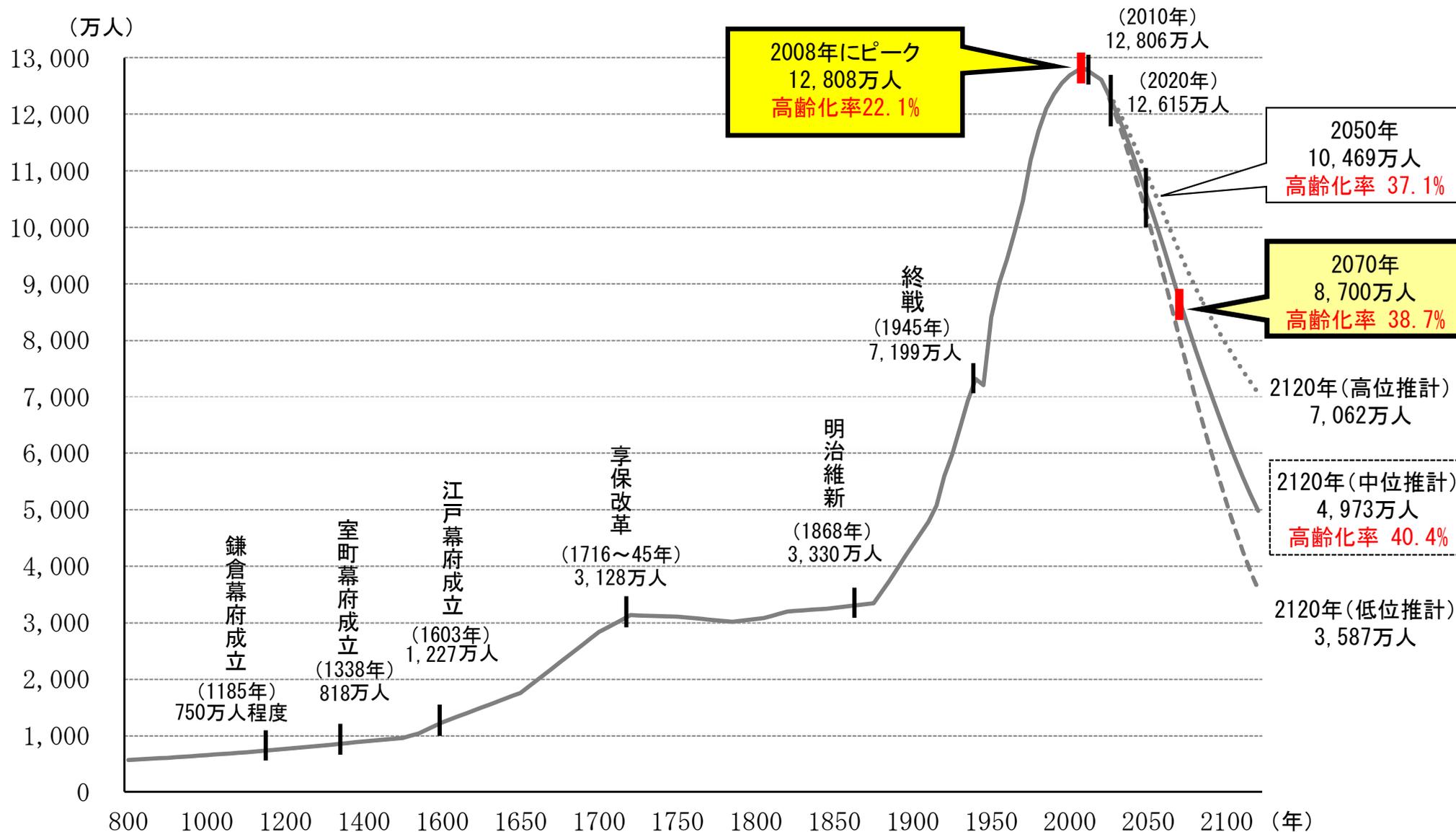


コンパクト・プラス・ネットワーク施策における防災

国土交通省 都市局都市計画課
企画専門官 平井 昭三

我が国の総人口の長期的推移と国土構造の変遷

○日本の総人口は、今後100年間で約100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく可能性。
 ○この変化は千年単位でもみても類を見ない、極めて急激な減少。

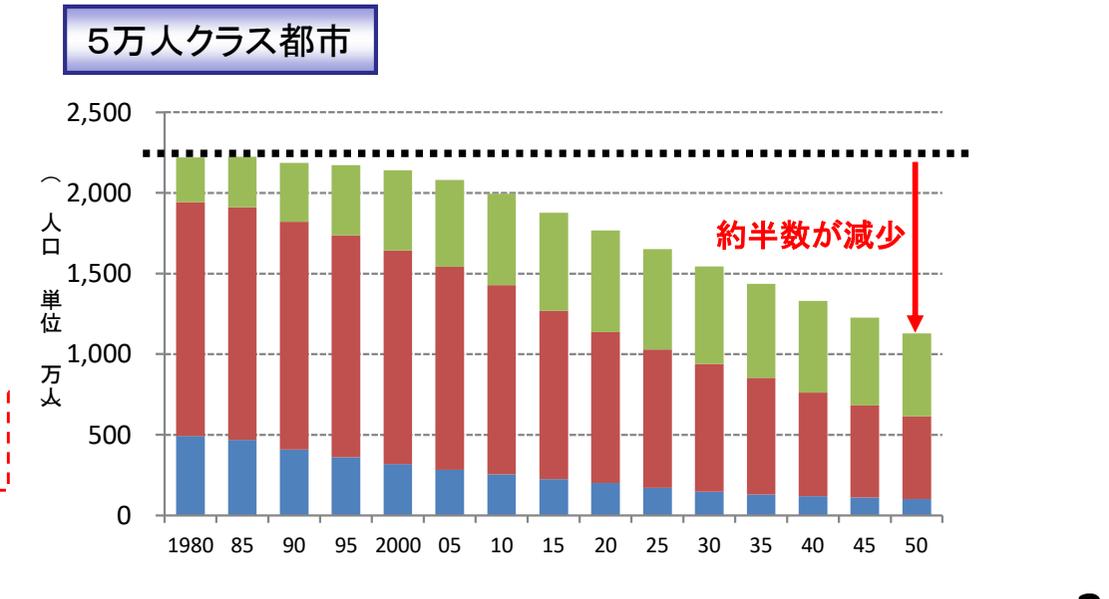
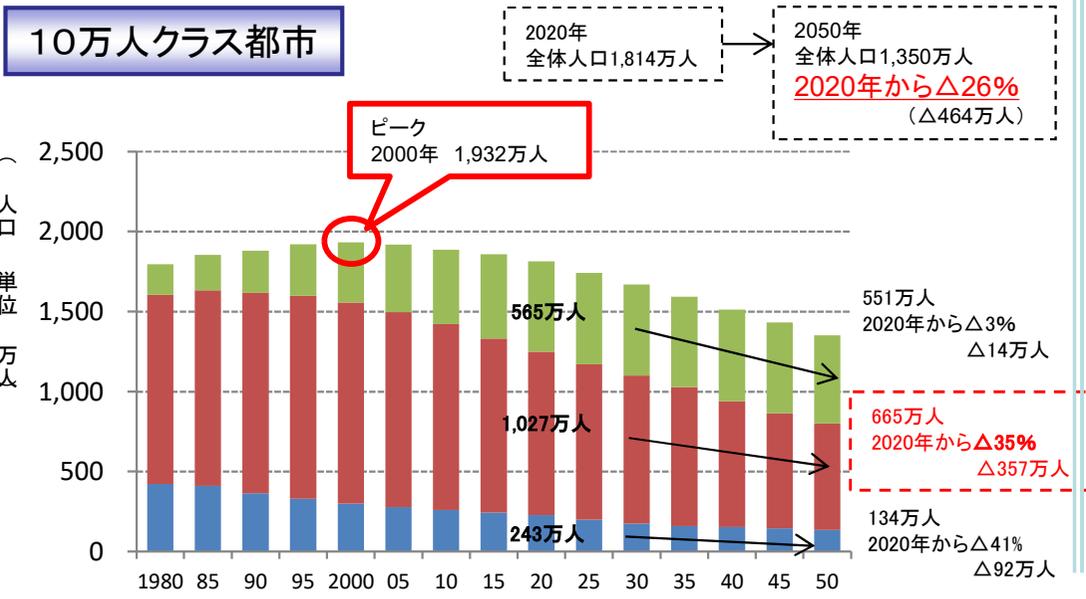
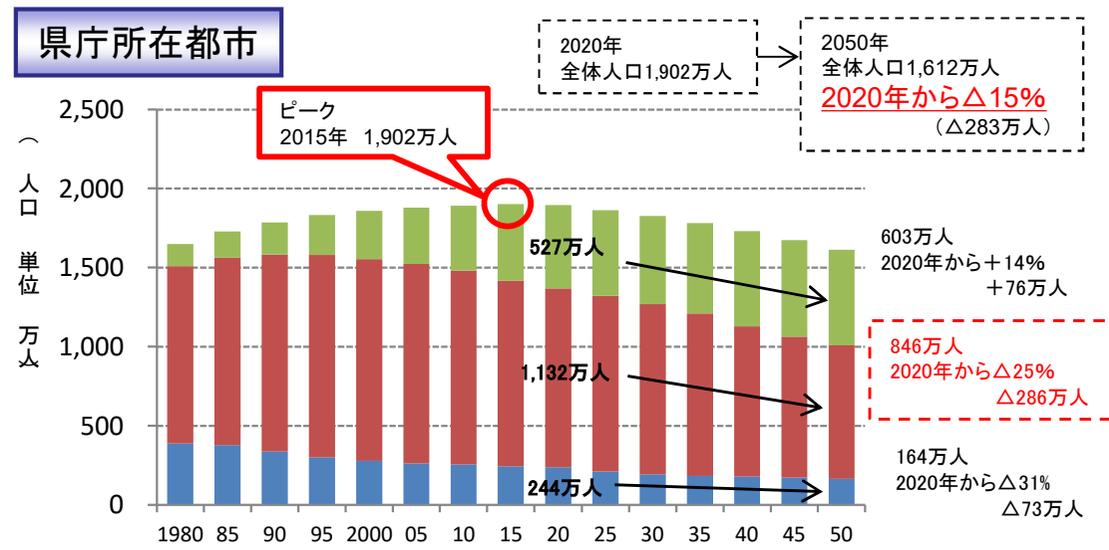
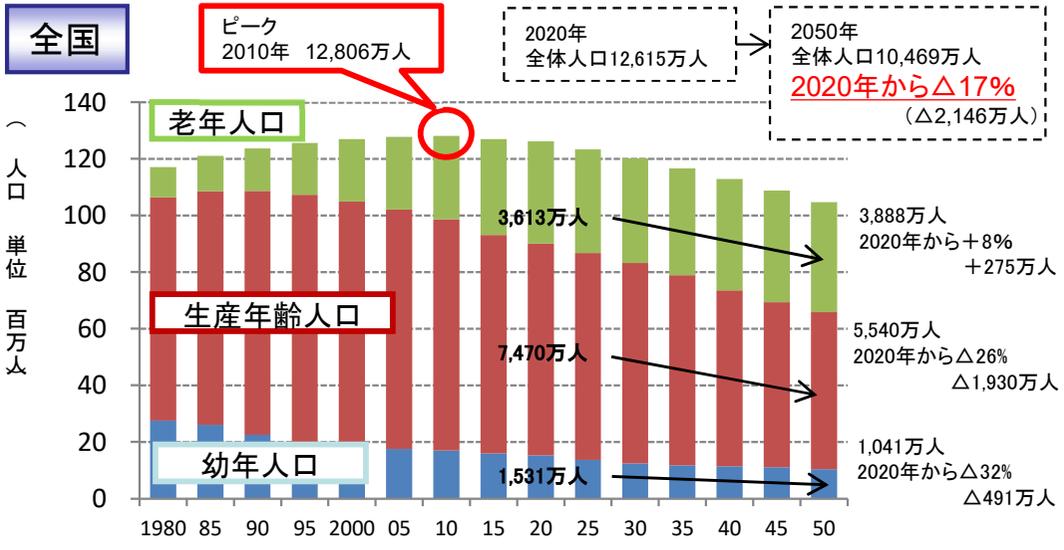


(出典)国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)。

(注)ただし、1920年からは、総務省「国勢調査」、「人口推計年報」、「平成17年及び22年国勢調査結果による補間補正人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」により追加。値は日本の総人口(外国人含む)。

都市規模別の人口動向

- 地方都市では三大都市圏よりも早く人口減少が始まっており、今後、更なる人口の減少が見込まれる。
- 特に、老年人口が増大するのに対し、生産年齢人口は大幅に減少すると見込まれ、地域活力の低下が懸念される。



※国勢調査(令和2年)【総務省統計局】、日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)【国立社会保障・人口問題研究所】を元に国土交通省都市局にて作成。

地方都市の現状と課題

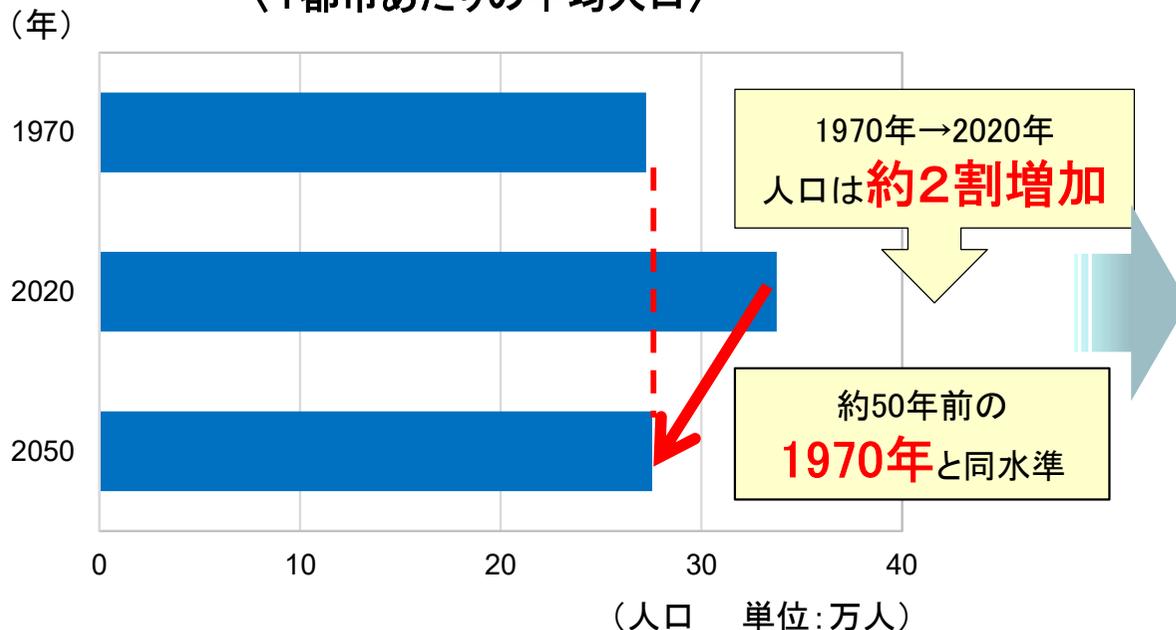
地方都市の現状と課題

- 多くの地方都市では、
 - ・急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
 - ・住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成
 - ・厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。
- こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点からの取り組みを強力に推進する必要。

県庁所在地の人口の推移

(三大都市圏及び政令指定都市を除く)

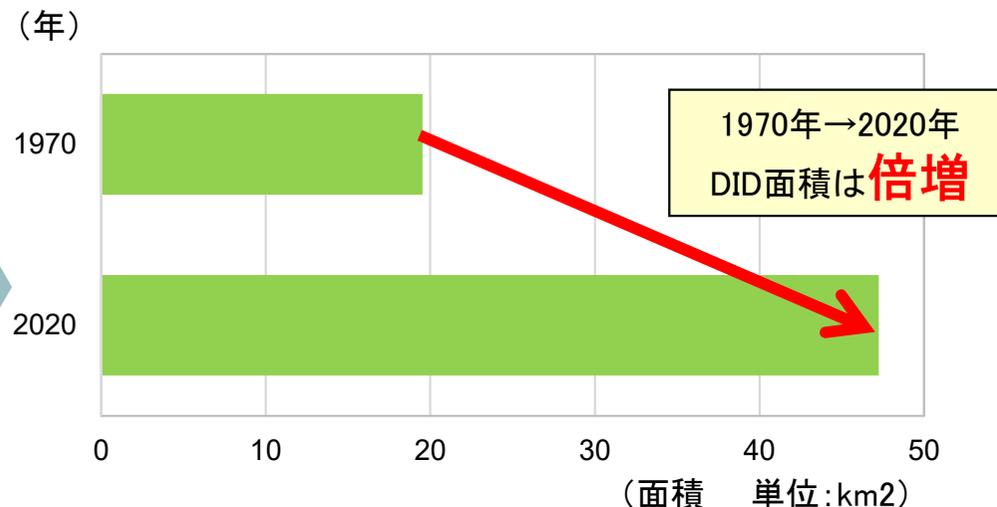
〈1都市あたりの平均人口〉



県庁所在地のDID面積の推移

(三大都市圏及び政令指定都市を除く)

〈1都市あたりの平均DID面積〉



出典: 国勢調査
 国立社会保障・人口問題研究所(令和5(2023)年推計)

大都市の現状と課題

大都市の現状と課題

○大都市では、

- ・ 郊外部を中心に後期高齢者（特に85歳以上の高齢者）が大きく増加する予測
- ・ 高齢者数の急増に伴い医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなる懸念

○こうした状況下では、在宅医療・介護を含めた地域包括ケアを実現するため、既存ストックを活用しながら医療・福祉機能の望ましい配置を推進する必要。

大きく増加する後期高齢者

■大都市圏における高齢者人口の推移 (2020年→2050年)

		2020年	2050年	増加数	増加率
東京圏	65～74歳	437 万人	450 万人	12 万人	3%
	75～84歳	328 万人	450 万人	122 万人	37%
	85歳以上	140 万人	262 万人	122 万人	87%
名古屋圏	65～74歳	144 万人	128 万人	-16 万人	-11%
	75～84歳	107 万人	133 万人	27 万人	25%
	85歳以上	47 万人	82 万人	34 万人	73%
関西圏	65～74歳	241 万人	202 万人	-39 万人	-16%
	75～84歳	184 万人	221 万人	37 万人	20%
	85歳以上	81 万人	136 万人	55 万人	69%

* 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

* 名古屋圏：愛知県、岐阜県、三重県

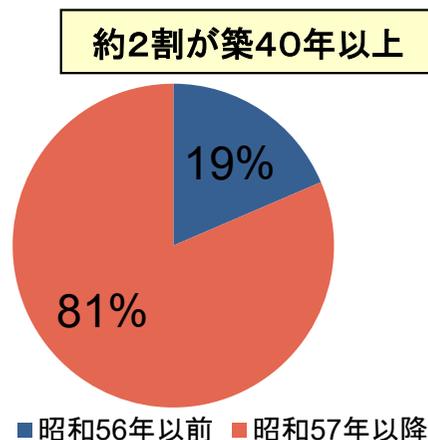
* 関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

出典：国勢調査

国立社会保障・人口問題研究所(令和5年12月推計)

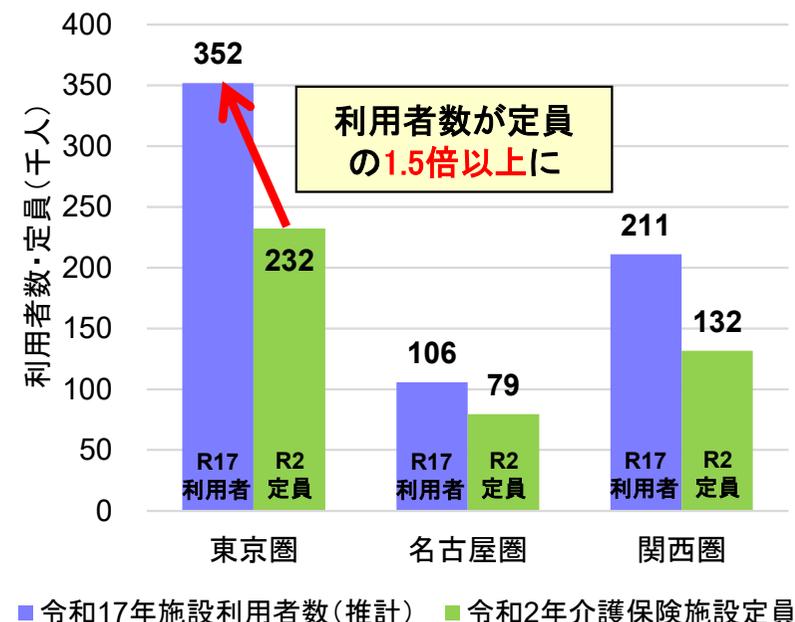
福祉施設の老朽化・不足

■竣工年別の福祉施設数 (東京都)



出典：東京都社会福祉協議会調査

■令和17年の介護保険施設利用者数(推計)と施設定員数



出典：「平成24年度首都圏整備に関する年次報告」より作成

コンパクトシティ政策への転換までの主な経緯

○人口減少・高齢化の急速な進行に起因する様々な課題が顕在化。
○これに伴い、我が国の都市政策は、郊外部の開発圧力の規制的手法によるコントロールを基に、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する「集約型都市構造化」の本格的展開に大きく転換。

➤ 1997 (H9) .6 「今後の都市政策のあり方について」

(都市計画中央審議会基本政策部会中間とりまとめ)

- 「都市化社会」から「都市型社会」へ移行
- 「都市の拡張への対応」から、都市の中へ目を向けた「都市の再構築」へ

- ✓ 人口減少を見据え、都市が拡大するという前提を見直し
- ✓ 都市の外側から内側へ目を向け始めた端緒

➤ 2003 (H15) .12 「都市再生ビジョン」 (社会資本整備審議会答申)

- 「拡散型都市構造」から「集約・修復保全型都市構造」への転換
- 工場跡地やバブル期に生じた細分化された土地の利用密度の向上と都市機能の集積等により、市街地をコンパクトに

- ✓ 目前に迫った人口減少への対応が急務
- ✓ 都市政策の基本方向に「コンパクト」を本格的に位置付け

➤ 2006 (H18) .2 「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか (第一次答申)」

(社会資本整備審議会答申)

- 都市機能の拡散と中心市街地の空洞化
⇒ サービス提供効率の低下、自動車利用の加速、環境負荷の増大等
- 「集約型都市構造」の実現により、都市圏の持続的な発展を確保

まちづくり3法の見直し【H18】

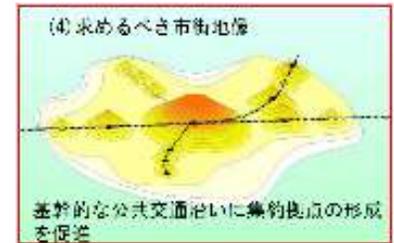
- ・大規模集客施設の立地制限
- ・病院等の公共公益施設の開発許可の対象化等

➤ 2007 (H19) .7 「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか (第二次答申)」

(社会資本整備審議会答申)

- 集約型都市構造の実現に向けた戦略的取組
 - 多様な主体及び施策の連携による「総力戦」へ
 - 都市交通施策と市街地整備との連携
 - 集約型都市構造の実現に向けた公共交通の重要性

- ✓ 求めるべき市街地像として「集約型都市構造」のイメージが登場



➤ 2012 (H24) .9 「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」

(都市計画制度小委員会中間とりまとめ)

- 東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化によるエネルギー制約等
⇒ 「集約型都市構造化」を通じた低炭素・循環型社会の構築が重要課題

都市の低炭素化の促進に関する法律 (エコまち法) の制定【H24】

- ・都市のCO2削減に向けた市町村の取組を支援

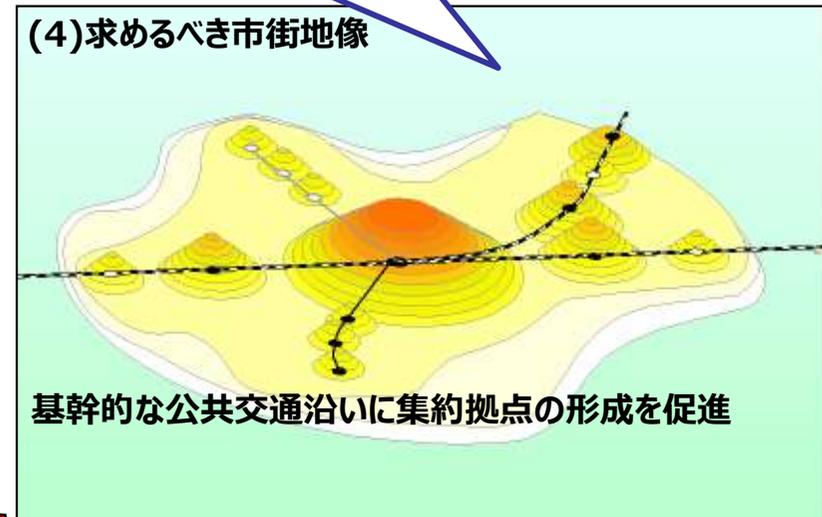
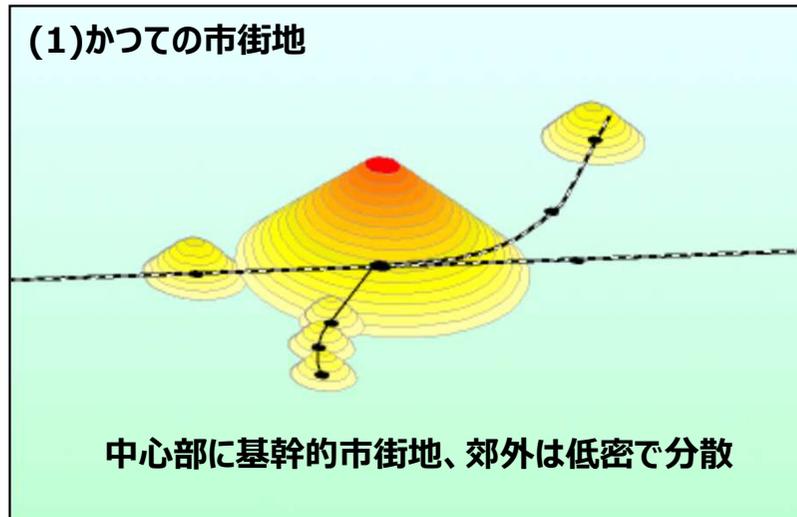
➤ 2013 (H25) .7 都市再構築戦略検討委員会中間とりまとめ

- 快適な暮らしと活力ある経済活動が行われるまちを実現するため、都市構造の再構築(リノベーション)が必要
 - 地方都市: 居住の集積(集住)と生活と経済を支える都市機能を再配置
 - 大都市: 高齢者が健康に暮らせるまちづくりと医療・福祉の効率的な提供

都市再生特別措置法の改正【H26】

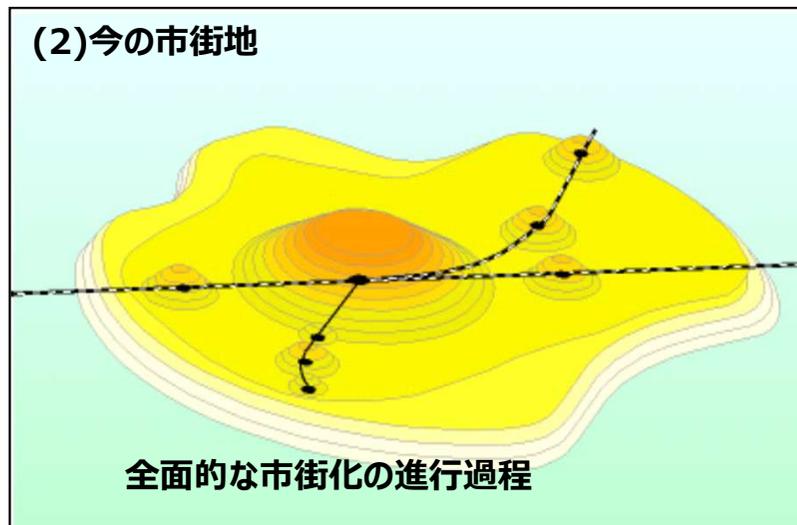
- ・立地適正化計画制度の創設により、コンパクトシティを本格的に推進

- ・人口密度を維持
 - ・便利な交通を維持
- ➡ 効率の良いまちへ



現在の市街化の傾向

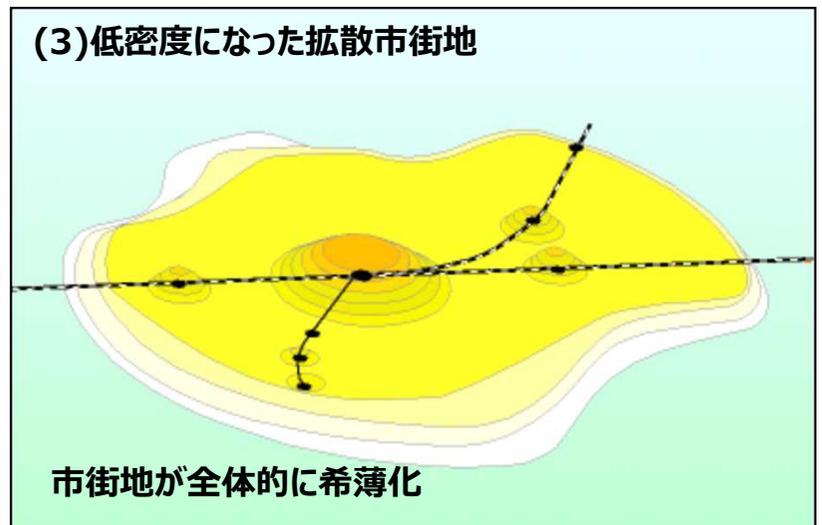
【各都市に見られる市街地の傾向】



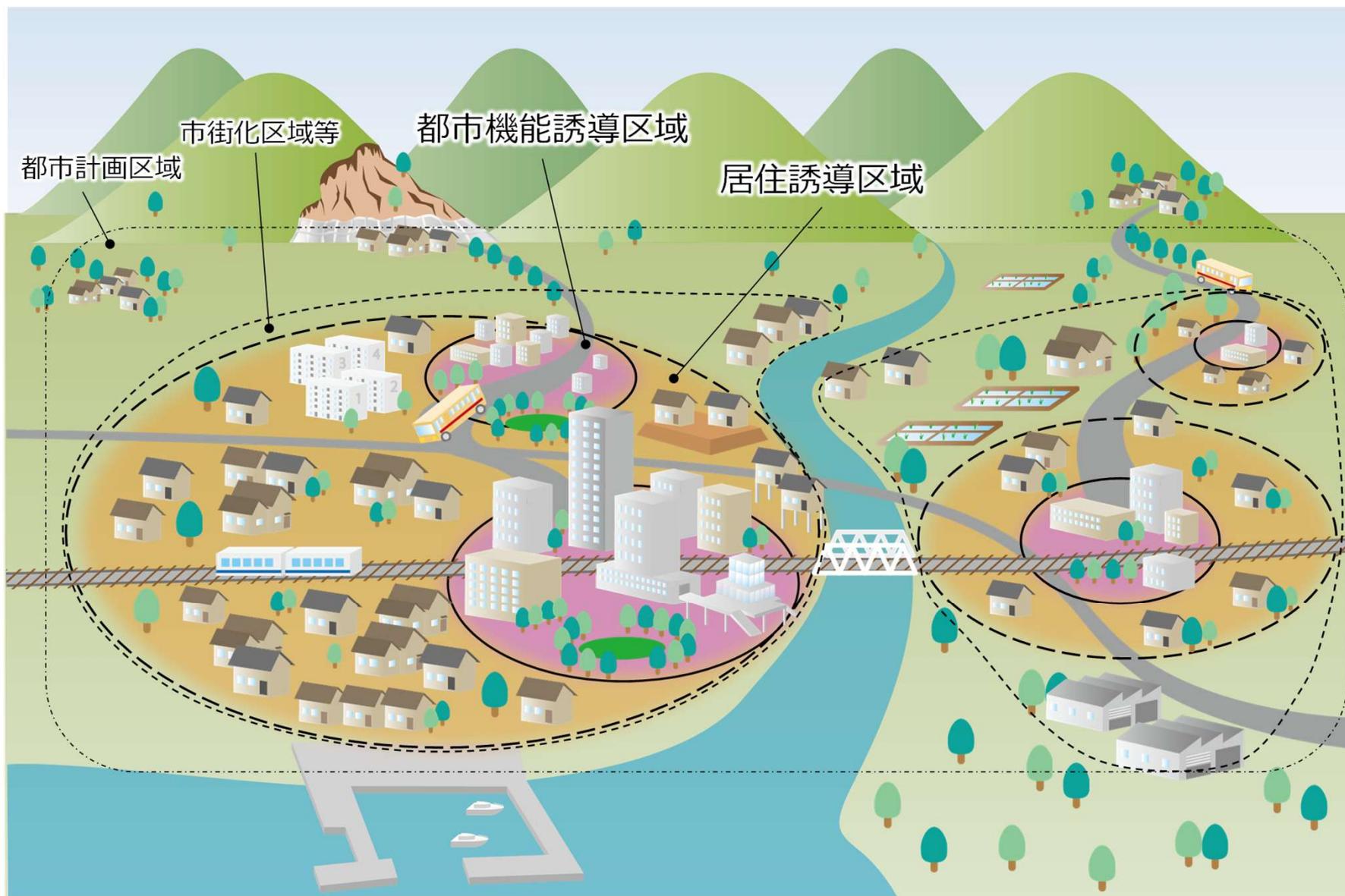
都市構造改革

低密化を放置

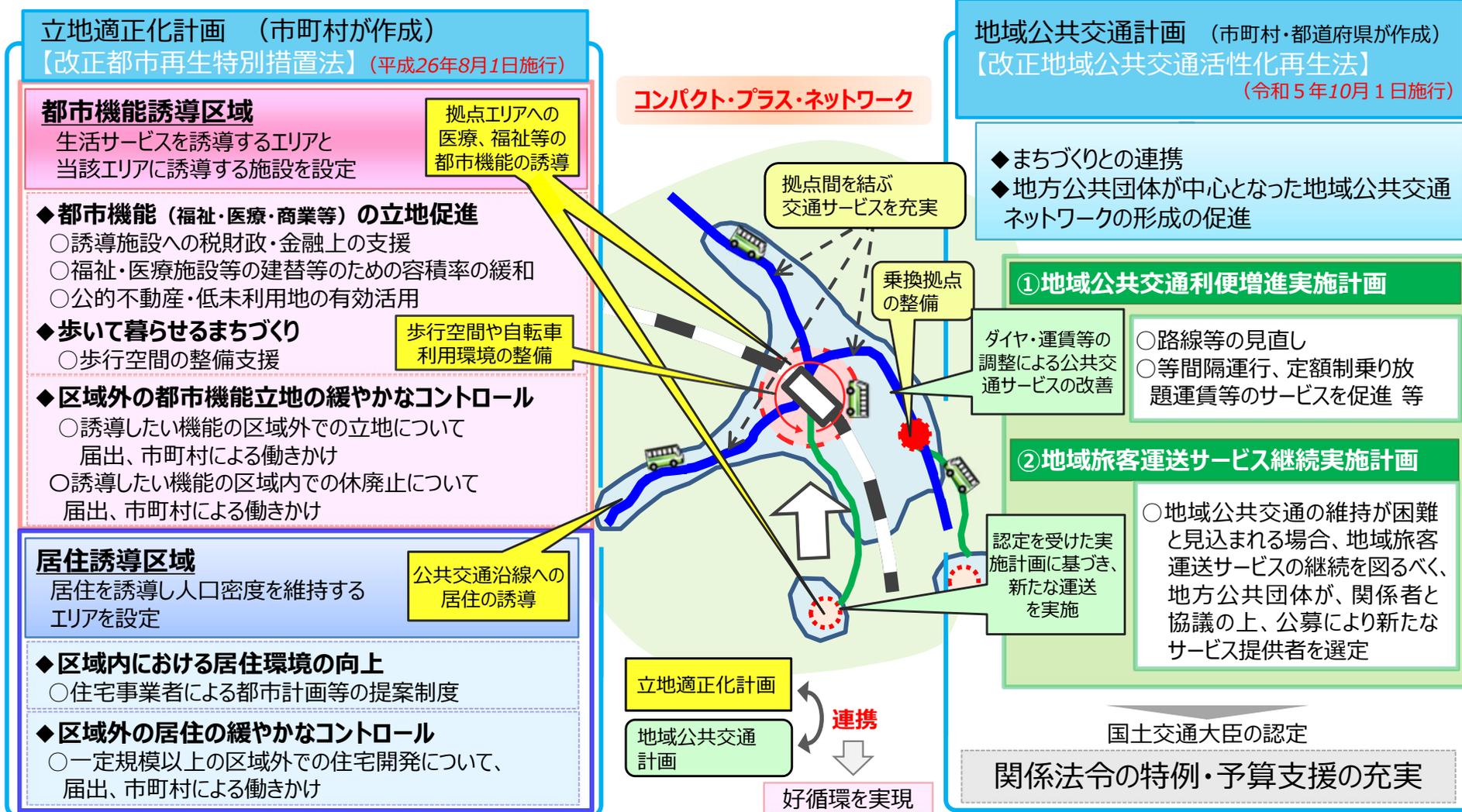
【低密度市街地が拡大した結果】



○立地適正化計画では、都市中心部のみならず中心拠点や生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを軸とした多極ネットワーク型都市構造を想定して各拠点においてそれぞれ必要な都市機能や住宅を誘導



- 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しなが、**居住や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導**と、それと連携して、**利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークの構築を推進**。
- 必要な機能の誘導に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。



コンパクト・プラス・ネットワークによるこれからのまちづくり

都市が抱える課題

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地
- 頻発・激甚化する自然災害

■ 都市の生活を支える機能の低下

- 人口減少による生活サービス水準の低下

■ 地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、生産性の低下

■ 厳しい財政状況

- 行政コストの増加

■ 都市部での甚大な災害発生

- 被害額の増加、都市機能の喪失

これからのまちづくり

- ★ 中心拠点だけではなく、身近な生活拠点も重要
- ★ 強制的な移転ではなく、居住者の選択による誘導

コンパクト・プラス・ネットワークの
都市構造による持続可能な
都市経営の実現

Point①

「密度の経済性」の発揮

生活利便性の維持・向上を図りつつ、サービス産業の生産性向上、地域経済の活性化を目指す。

Point②

「多極ネットワーク型」の都市構造

中心拠点だけではなく、身近な生活拠点を公共交通でつなぐ多極ネットワーク型の都市構造を目指す。

Point③

「ゆるやかな誘導」による政策

インセンティブを講じ、時間をかけながら市民や民間事業者等と協力して居住や都市機能の誘導を目指す

Point④

施策間連携と取組の実施

ハード整備のみならず、関係施策と連携し、具体的取組を実行しながら持続可能なまちづくりの実現を目指す。

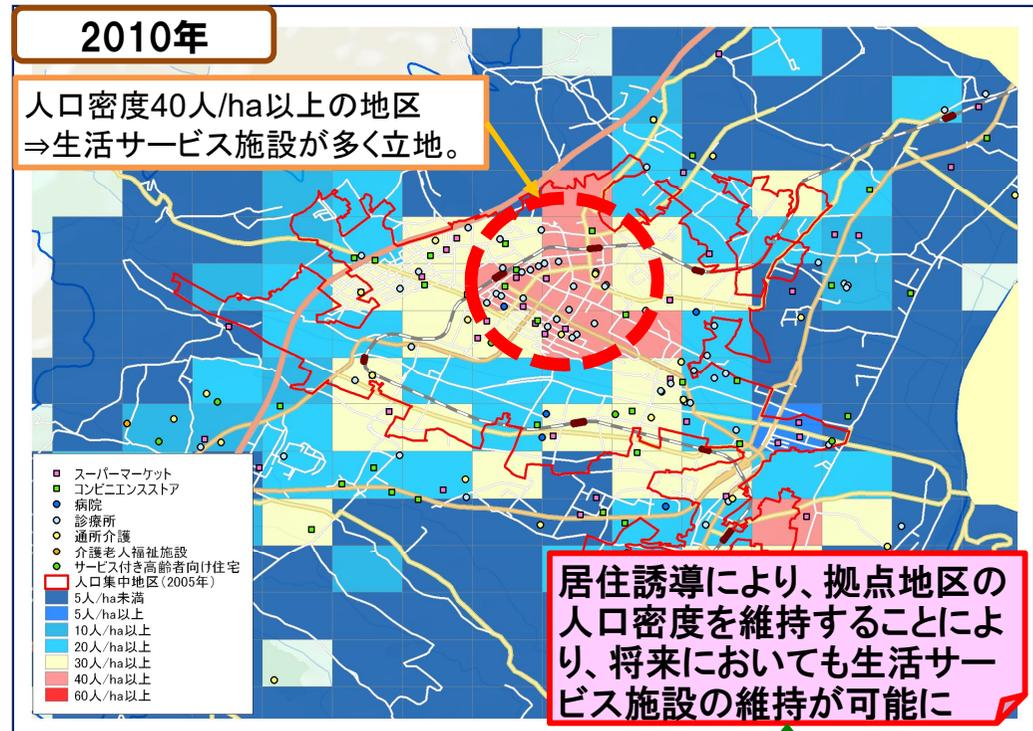
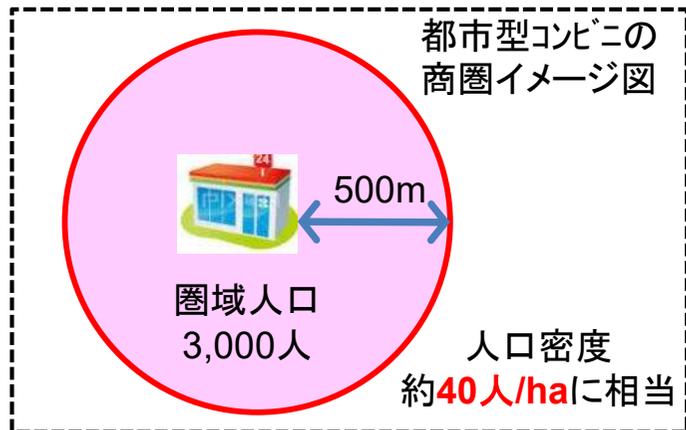
①生活サービスの維持

■医療、商業等の生活サービス施設や公共交通の維持には、一定の人口集積が不可欠。

■薄く広がった市街地を抱えたまま、今後、全市的に人口が減少すると、これらサービスの維持ができなくなり、日常生活を営むことが困難となり、地域経済が衰退するおそれ。

⇒コンパクトシティ化により、居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導し、人口集積を維持・増加させ居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、生活サービス施設の立地と経営を支え、市民の生活利便性を維持。

例えば都市型コンビニエンスストアの場合、
 商圈距離：500m 商圈人口：3,000人が標準といわれている。
 ⇒これを人口密度に換算すると、約**40人/ha**
 (出所)「すぐ応用できる商圈と売上高予測」市原実著、同友館



仮にコンパクトシティ化に取り組みず、全市均等に人口が減少すると

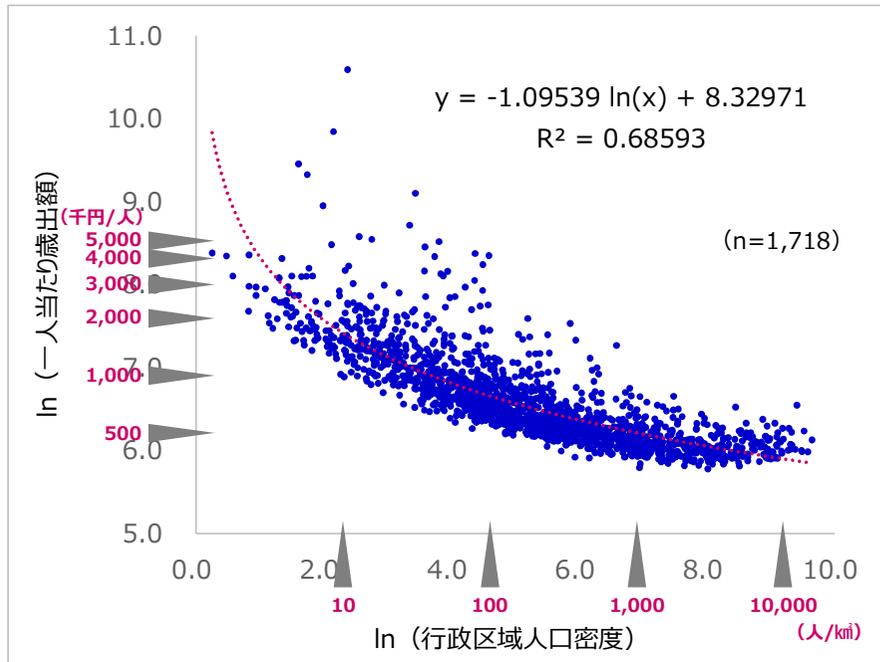


施設の立地を支える商圈人口等が大きく減少し、全市的に生活サービス施設の存続が困難に

②行政コスト・訪問系サービスコストの縮減

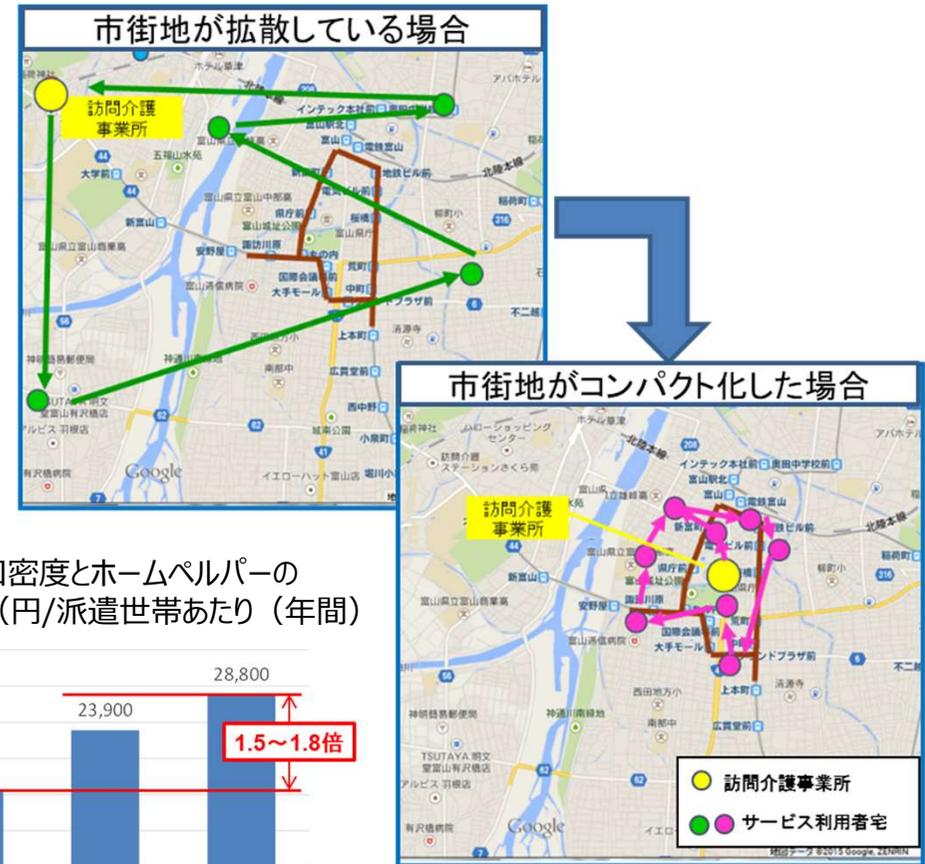
- コンパクトなまちでは、公共施設やインフラの維持・管理業務等の行政サービスが効率的となると考えられる。
- ➡DIDの人口密度が高いほど一人当たりの行政経費（歳出）が低い傾向が見られる。
- 人口が集積と訪問介護のまちなかへの立地が進むことで、時間あたりのサービス提供件数が増加し、事業者の生産性が向上。
- ➡DIDの人口密度が高いほど、一世帯あたりの年間コストが低くなる傾向がある。

＜一人当たりの歳出額＞



- 行政コスト（一人当たりの歳出額）は、市町村別決算状況調をもとに、令和元年度から令和3年度の3年間の歳出平均値を人口で除して算出している。
 - 行政コスト（一人当たりの歳出額）及び行政区域人口密度は、それぞれ対数で表示している。
- 出典：令和2年国勢調査、令和元年度・令和2年度・令和3年度市町村別決算状況調

＜訪問介護の生産性の向上イメージ＞



出典：富山市資料を基に国土交通省作成

- 立地適正化計画制度と都市計画制度はそれぞれが持つ特徴が異なり、相互補完してコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを実効的なものにしていくことが重要です。
- 計画の実効性を評価するにあたっては、立地適正化計画の誘導施策と都市計画（区域区分、用途地域）に基づく規制的手法の整合性を考慮しつつ、一体的に取り組を進めることが重要です。

都市計画と立地適正化計画の調和

都市計画法に基づく都市計画・市町村マスタープラン

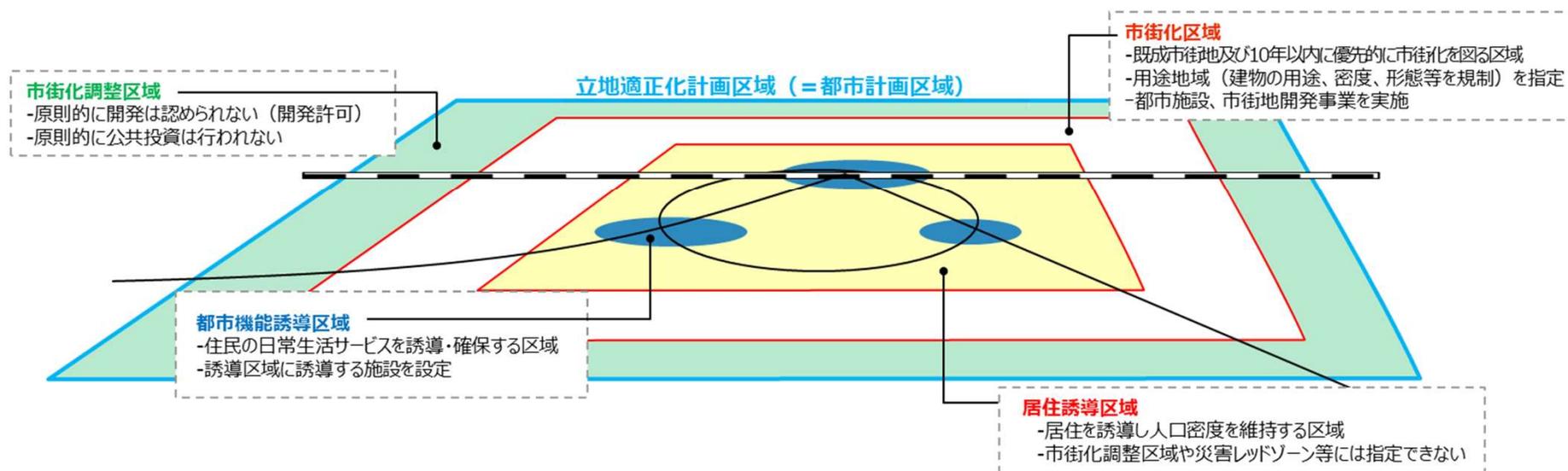
民間に対する**規制**、行政による**インフラ整備**
 →開発圧力に対し都市の規模拡大をコントロールするとともに
 必要な都市基盤を計画的に整備



都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画

民間、個人含めた**インセンティブ**による**誘導**
 →人口減少下で居住と都市機能の適正立地をコントロール

両制度が調和したコンパクト・プラス・ネットワーク概念図



都市計画制度と立地適正化計画制度②

- 立地適正化計画制度と都市計画制度はそれぞれが持つ特徴が異なっており、相互補完してコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを実効的なものにしていくことが重要
- 計画の実効性を評価するにあたっては、立地適正化計画の誘導施策と都市計画（区域区分、用途地域）に基づく規制的手法の整合性を考慮しつつ、一体的に取り組を進めることが極めて重要

都市計画制度

規制を通じて都市全体の土地の利用を総合的・一体的観点から適正に配分することを確保するとともに、誘導策の基礎となるべきもの

- 区域マスタープラン
- 市町村マスタープラン
- 都市計画区域
- 区域区分
- 地域地区、都市施設、市街地開発事業



立適作成により活用可能な主な都市計画制度

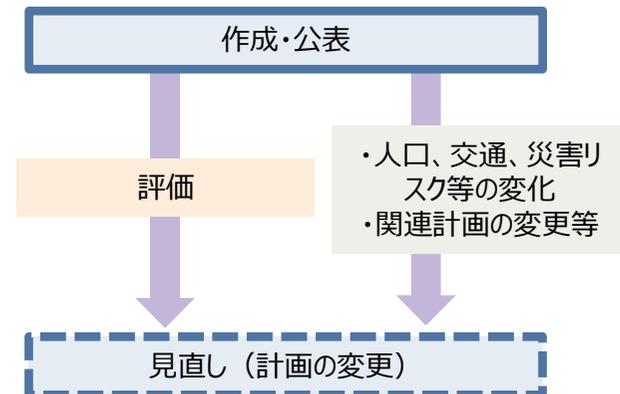
- 居住調整地域（地域地区の一類型）
-市街化区域内、非線引き都市計画区域内の特定建築行為等について開発許可制度適用
- 居住環境向上用途誘導地区
-病院、店舗等の日常生活に必要な施設について容積率、用途制限の緩和が可能
- 老朽化した都市インフラの計画的改修
-都市計画施設の改修事業について、都市計画事業認可みなしとすることが可能

立地適正化計画制度

中長期的なビジョンに基づきつつ、5年間隔のPDCAサイクルを回すより動的な計画であり、計画制度と財政・金融・税制等による支援措置とを結びつける役割を果たすもの

- 立地適正化の基本方針
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域・誘導施設
- 誘導施策
- 防災指針

概ね5年毎に評価



調和

連動



＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行＞

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりを推進する。

災害ハザードエリアにおける規制〔各法※による区域の指定と行為規制〕

＜災害レッドゾーン＞

- ⇒建築物の建築に関して行為規制あり
- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・地すべり防止区域
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・浸水被害防止区域 ※R3年法改正により追加
 - ・急傾斜地崩壊危険区域

※建築基準法・地すべり等防止法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律・特定都市河川浸水被害対策法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・水防法

＜災害イエローゾーン＞

- ⇒建築物の建築に関して行為規制なし
- ・土砂災害警戒区域
 - ・浸水想定区域
(洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。)

連携

◆立地適正化計画と防災との連携強化

（誘導による防災まちづくり）

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の誘導区域内に存在する災害リスクに対応する防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
- 避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等

◆都市計画法による開発抑制（開発許可の見直し）

＜災害レッドゾーン＞

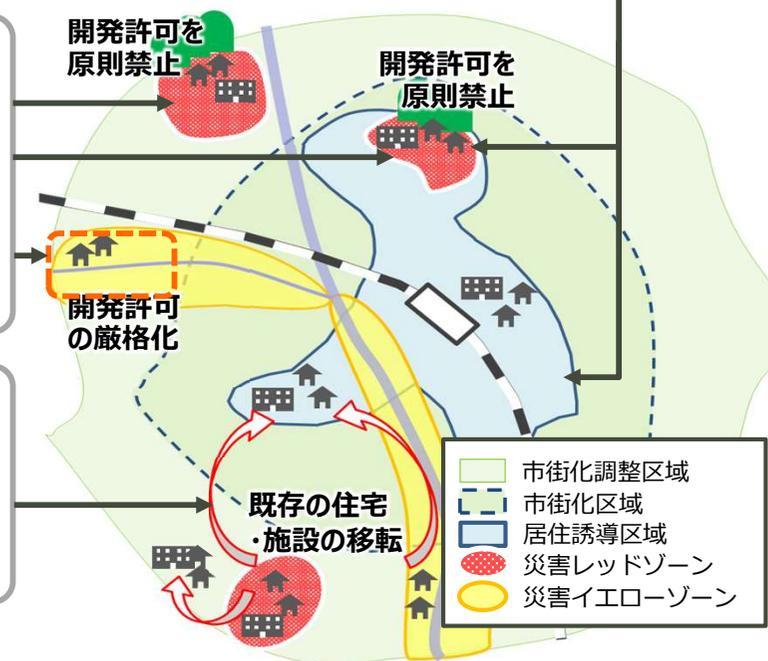
- 都市計画区域全域で、自己用以外の住宅・業務用施設に加え、自己の業務用施設の開発を原則禁止（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）

＜災害イエローゾーン＞

- 市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による防災移転支援計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）の作成
- 市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きを代行 等
- ※上記の法制上の措置とは別に、防災集団移転促進事業等を活用した予算上の措置にて移転の促進を支援



【都市再生特別措置法第81条第19項】

※赤字は災害に関連する区域
(いわゆる災害レッドゾーン)

立地適正化計画の区域における

- 人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、
 - 良好な居住環境が確保され、
 - 公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定める。また、
 - 市街化調整区域
 - **災害危険区域（住居の用に供する建築物の建築が禁止されているもの）**
 - その他政令で定める区域
- については定めない。

【都市再生特別措置法施行令第30条】

- 農用地区域又は農地若しくは採草放牧地の区域
- 自然公園法の特別地域
- 保安林の区域
- 自然環境保全法の原生自然環境保全地域又は同法の特別地区
- 保安林予定森林の区域、保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区
- **地すべり防止区域（対策が講じられた土地の区域を除く）**
- **急傾斜地崩壊危険区域（対策が講じられた土地の区域を除く）**
- **土砂災害特別警戒区域**
- **浸水被害防止区域**

法令に加え、主に災害に関する区域について運用指針においても除外の考えを提示。

○原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

（いわゆる災害レッドゾーン）

- 津波災害特別警戒区域
- 災害危険区域（住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）

○災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、

原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

（いわゆる災害イエローゾーン）

- 土砂災害警戒区域
- 津波災害警戒区域
- 浸水想定区域
- 土砂災害防止法の基礎調査、津波防災地域づくり法の津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川法の都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

	区 域	指定	(参考) 行為規制等
<div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">レッドゾーン</div> <p>→住宅等の建築や開発行為等の規制あり</p>	災害危険区域 (崖崩れ、出水、津波等) <建築基準法(昭和25年法律第201号)>	地方公共団体	・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。(法第39条第2項)
	地すべり防止区域 <地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)>	国土交通大臣、農林水産大臣	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)など
	急傾斜地崩壊危険区域 <急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)>	都道府県知事	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。してはならない。(法第7条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)など
	土砂災害特別警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)>	都道府県知事	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途：住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
	浸水被害防止区域 <特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)>	都道府県知事	・浸水被害防止区域内において、特定開発行為あるいは特定建築行為をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第57条第1項、第66条第1項) ※住宅や要配慮者施設のほか条例で定める建築物及び当該建築に係る開発行為
	津波災害特別警戒区域 <津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)>	都道府県知事	・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項) ※制限用途：社会福祉施設、学校、医療施設、市町村の条例で定める用途
<div style="background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">イエローゾーン</div> <p>→建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている</p>	浸水想定区域 <水防法(昭和24年法律第193号)>	(洪水) 国土交通大臣、都道府県知事 (雨水出水) 都道府県知事、市町村長 (高潮) 都道府県知事	なし
	土砂災害警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律>	都道府県知事	なし
	津波災害警戒区域 <津波防災地域づくりに関する法律>	都道府県知事	なし
	津波浸水想定(区域) <津波防災地域づくりに関する法律> 都市浸水想定(区域) <特定都市河川浸水被害対策法> ……	都道府県知事	なし

主な計画事項の概要

居住誘導区域

- ・人口、土地利用、交通の現状及び将来の見通し
- ・良好な居住環境の確保
- ・公共投資その他の行政運営の効率的な実施
- ・災害リスク

等を踏まえ設定

都市機能誘導区域

- ・商業などが集積する地域等
- ・都市機能が一定程度充実している区域
- ・交通結節点や公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等
- ・都市の拠点となるべき区域

等を踏まえ設定

誘導施設

都市機能誘導区域には誘導施設を定める

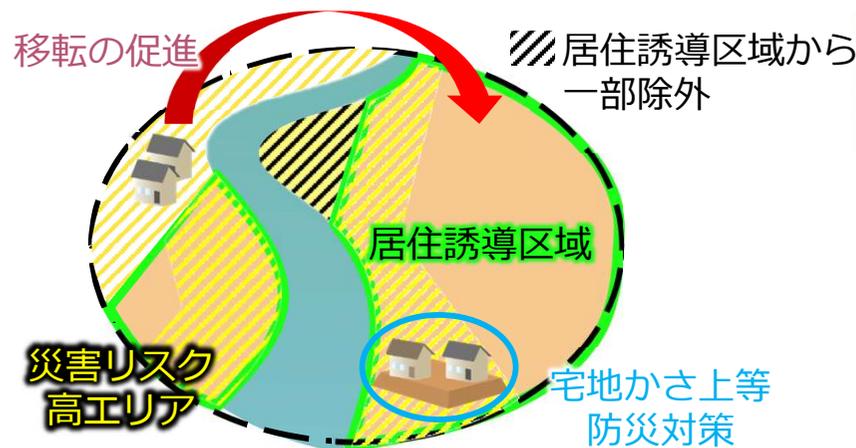
複数の都市機能誘導区域を設定し、各々に誘導施設を設定することも可能



本庁舎、銀行、総合福祉センター、商行施設、病院、文化ホール、中央図書館など

防災指針

災害ハザードと人口や施設の重複状況を把握した上で、防災まちづくりの目標と取組方針を設定



誘導施策

- ・居住や都市機能の誘導を図るため、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載
- ・法律に基づく制度や予算補助が活用可能（国からの支援）

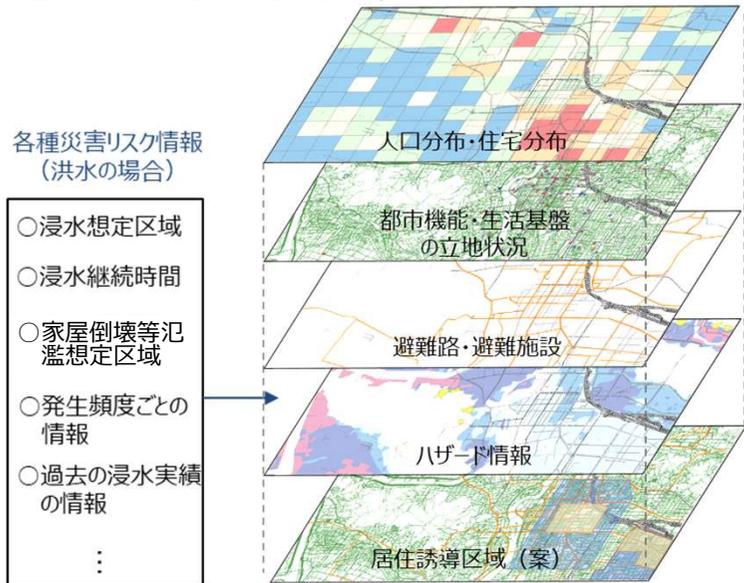
その他

- ・目標値
- ・関連する市街化区域外や都市計画区域外の将来像

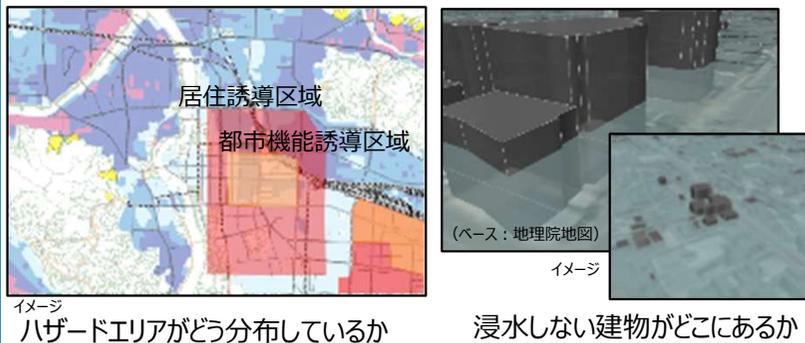
- 居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に「防災指針」を記載することを位置づけ、令和2年9月7日より施行。
- 立地適正化計画においては災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を「防災指針」として位置付けることが必要。

○防災指針の概要

■災害リスク分析と都市計画情報の重ね合わせ

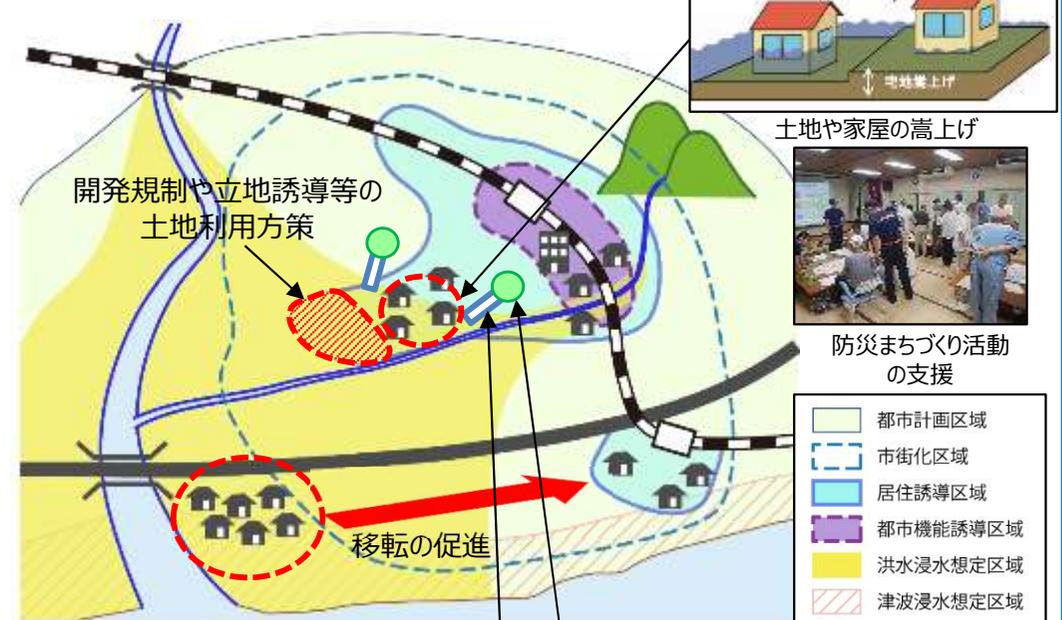


■都市の災害リスクの高い地域等の抽出



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

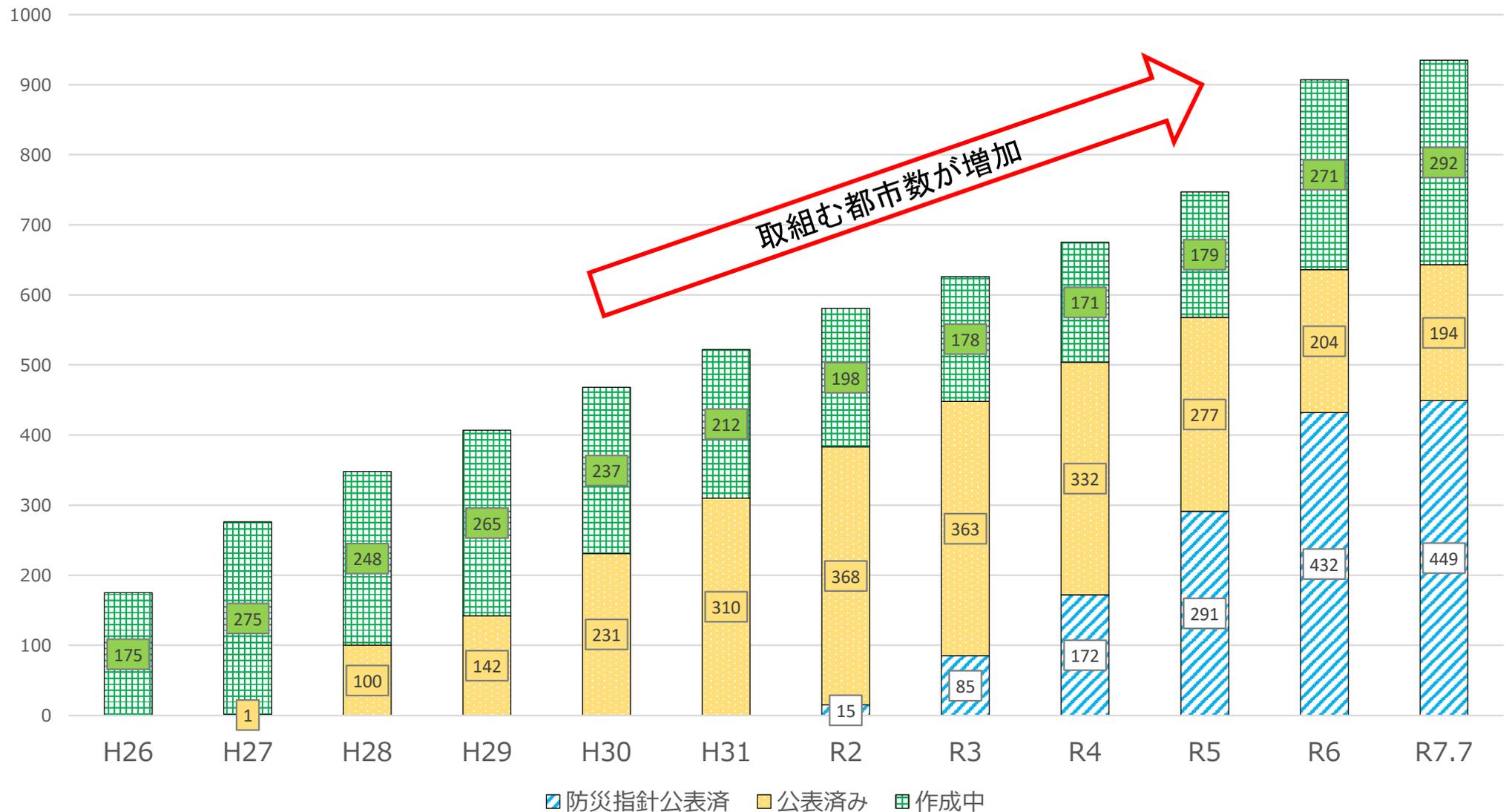
■防災指針に基づくハード・ソフトの取組



立地適正化計画作成都市数の推移

○935都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和7年7月31日時点)
 ○このうち、643都市が計画を作成・公表(うち、449都市が防災指針を記載し、公表済み)。

【立地適正化計画の作成に取り組む都市数の推移】



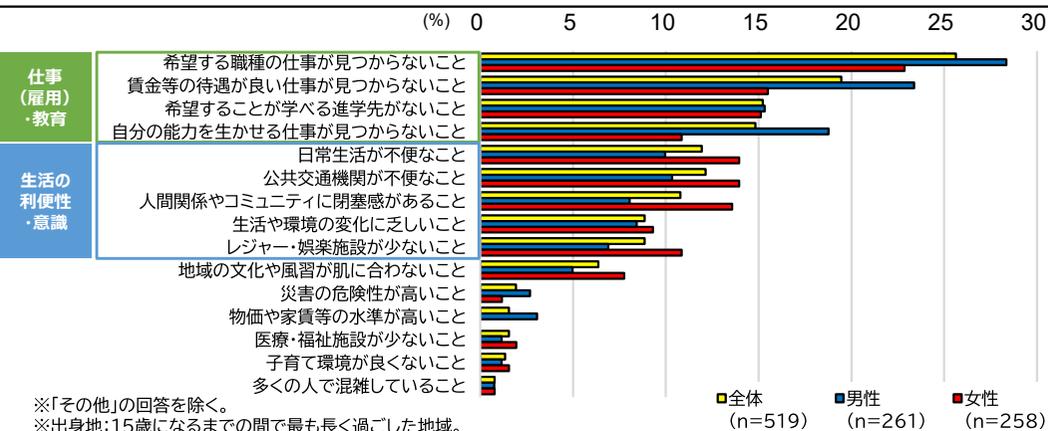
地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間をつくる「令和の都市(まち)リノベーション」の推進

- 2002年に都市再生特別措置法を制定し、この間、都度、制度の見直しを図り、まちづくりに関する施策の充実を図ってきたところ。
- 他方で、都市再生特別措置法の制定から約四半世紀、立地適正化計画制度の導入から11年が経過し、様々な社会情勢の変化が発生。(人口減少、若者の地方離れ、買物弱者の増加、空き家の増加、災害の激甚化・頻発化、SDGsやウェルビーイングへの注目、観光需要の高まり等)
- とりわけ、地方部を中心に人口減少が急速に進み、仕事やまちなかの魅力の不足により、若者の地方離れが深刻化。地方都市の生活サービス機能の維持が一層困難に。

地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間をつくる「令和の都市(まち)リノベーション」を進め、全国で、今の時代に合った安全・快適なまちづくりを推進

東京圏在住の東京圏外出身者が地元を離れた理由

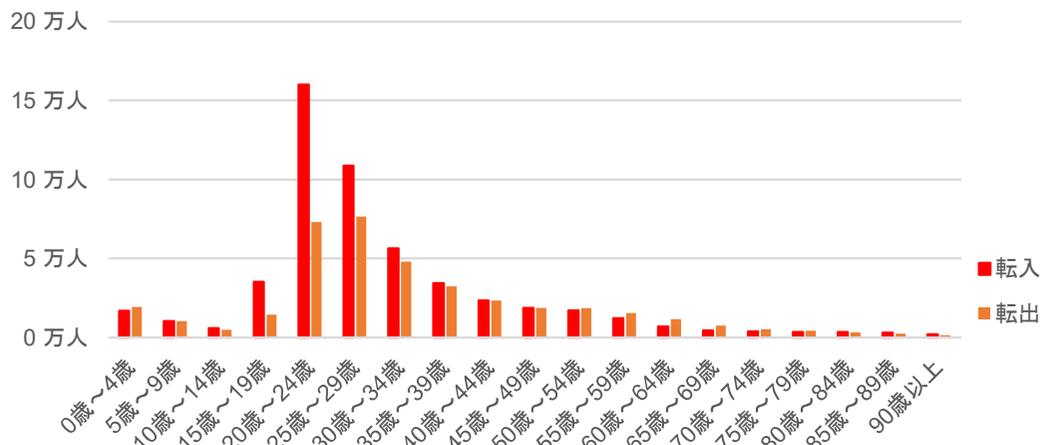
Q あなたが地元に残らずに移住することを選択した背景となった事情として、あなたの地元にはまるものを全てお選びください。



※「その他」の回答を除く。
※出身地:15歳になるまでの間で最も長く過ごした地域。

出典: 国土政策局「企業等の東京一極集中に係る基本調査(市民向け国際アンケート)」(2020.11速報)より都市局作成

年齢別の東京圏転出入者数(2024年)



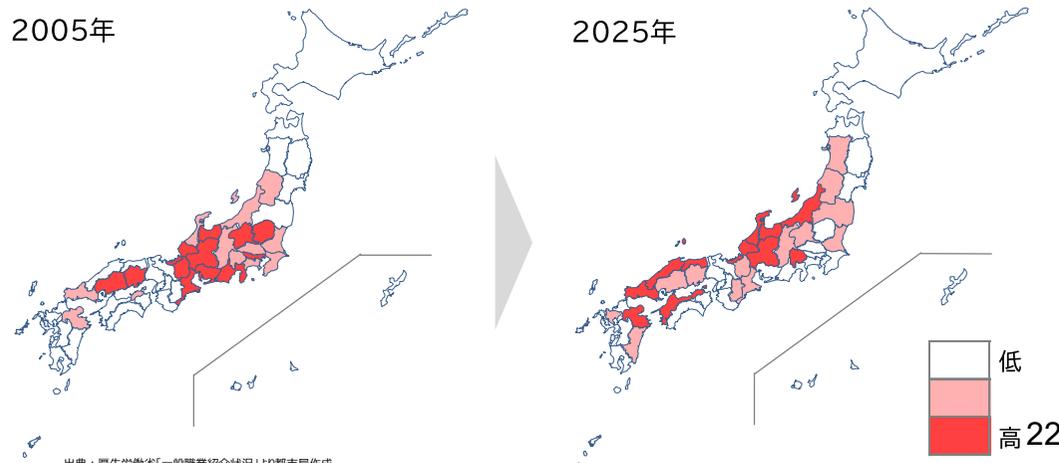
出典: 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告(2024年)より都市局作成

市町村人口規模別のサービス施設存在確率



出典: 総務省「令和3年経済センサス」、国土交通省「国土数値情報」、厚生労働省「地域医療支援病院について」、同「救命救急センター設置状況一覧、マニオン「マニオン電話帳(2024年8月30日時点)」、日本百貨店協会「百貨店店舗所在地」をもとに、国土交通省が作成

都道府県(就業地)別の有効求人倍率(季節調整値)



出典: 厚生労働省「一般職業紹介状況」より都市局作成

地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間をつくる「令和の都市(まち)リノベーション」の推進

1. 働く場所を始めとした都市機能の更なる集積による地域活力の向上

業務機能をはじめとする様々な機能の集積の促進

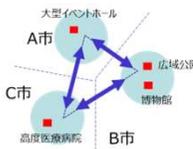
- 地域の稼ぐ力・賑わいの創出、職住近接での生活利便性の向上等を図るため、立地適正化計画に業務施設、業務支援施設、集客施設を新たに位置づけ、まちなかへの誘導を促進。
- 集積や都市機能更新を担う都市開発事業の更なる推進に向け、必要な支援措置を実施。所有者不明土地対策を含めた事業の円滑化等を推進。
- 稼ぐ力の創出に向け、まちなかのイノベーション創発を図る地域の取組を促進。



業務支援施設の例
(ミライ工場岡)

広域都市圏での立地の適正化や土地利用のあり方の見直しの促進

- 立地適正化計画に係る都道府県の役割・権限を明確化し、広域的な調整を促進。
- 広域連携したコンパクト・プラス・ネットワークの取組への優遇措置を創設。
- 国からの積極的なまちづくり提案等により、自治体の効果的な土地利用コントロールを促進。



3. 地域の付加価値を高めるマネジメントの強化

民間事業者によるソフト面を含む質の高い公共貢献の促進

- 環境面やソフト面を含む多様な工夫を講じる貢献を積極的に評価。都市再生に貢献する公共公益施設の整備・管理運営を協定等の手法で担保しながら、管理運営に関するインセンティブを確保。
- まちなかへの都市機能の集約が必要な地方部でも多様な公共貢献を促進するため、都市再生特別地区以外の地域地区においても上記の取組を促進。



都市再生の例
(グラングリーン大阪)

パブリックライフを育むエリアマネジメント活動の推進

- 地域におけるエリアマネジメント活動全体に係る計画の作成によって、その持続性の向上を図るとともに、融資制度等の現行の支援策を充実化。
- 市町村都市再生協議会の活用を進め、エリアマネジメントの推進力を強化。
- ウォーカブル政策とほこみち制度の連携強化等により、パブリックライフ(公共的空間での地域の人々の交流機会や繋がり)を育む空間の創出等を推進。



エリアマネジメントでの
道路上イベントの例

5. これらを推進するための政策間・地域間での連携

まちづくりに関連する政策との省庁間・部局間横断的な連携強化

- 互いの政策目的に対して相乗効果を図りながら、新たな政策分野とも連携。
- 今後の政策の方向性等を適時情報共有できる場を活用する等、省庁・部局等の横串の関係を深化。
- 各省庁・部局との連携により「まちづくりの健康診断」を更に活用しての立地適正化計画の実効性向上。
- 各地方支分部局等も一体となつての伴走型での支援等の推進。

2. 地域の歴史・文化や景観・環境等の地域固有の魅力に根ざすまちづくりの推進

地域の大切な資源のリノベーションや活用等の促進

- 地域資源の活用を通じたエリアの価値・魅力の向上を推進する区域を都市再生整備計画に位置づけ。既存建築物の改修や周辺での同様の取組を官民連携で支援。



地域資源の活用例
(旧徳永家住宅)

既存建造物群の連鎖的再生による良好な景観創出の促進

- エリア一体のリノベーションを通じた景観の再生を推進するため、第三者による既存建造物群の連鎖的改修・利活用を協定に基づき行う制度を創設。



エリアリノベーションで
景観が再生された事例
(名古屋市西区那古野)

歴まち計画作成の裾野拡大による歴史まちづくりの推進

- 国の重要文化財等が必須な歴まち計画作成の要件を見直し、市町村指定の文化財や国の登録文化財等にも対象を拡大。

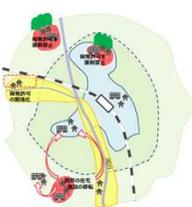
都道府県の役割等の見直しによる広域的な景観保全の促進

- 景観行政に関する関係市町村での全体最適に向けた、都道府県による調整を促進。

4. 激甚化・頻発化する災害からの安全性・防災力の強化

立地適正化計画制度と災害対策との連携の更なる強化

- 防災指針の新規策定は促進しつつ、近年の被災状況、新たなハザード情報等を踏まえた防災指針の見直しを推進。土地利用規制との連携強化も更に促進。
- 業務施設等の集積促進に伴い、来街者等も含めた対策を防災指針に位置づけるとともに、避難施設や防災備蓄倉庫、非常用発電施設等の整備・管理運営の担保にも留意。



都市の防災力の強化に資する民間投資の巻き込みの促進

- 都市の防災力の強化に資する民間の貢献を積極的に評価する等、幅広い災害への防災力の強化に民間投資を活用。



民間投資での整備事例
(板橋区舟渡地区)

II. 令和8年度 都市局関係予算の基本方針

まち
～令和の都市リノベーションで、日本の生活空間を、より豊かに～

地域に民間投資を呼び込み、人々が行き交い、集い、語らう、個性ある都市空間をつくる

コンパクト・プラス・ネットワークの強化

- 市町村域を越えた**広域連携**の強力な推進
- 業務施設等の集積**による「稼ぐ力」の強化
- イノベーションを創出するまちづくり**の推進

地域資源を活かしたまちづくりの急加速

- 観光にも資する歴史まちづくり**の強力な促進
- 既存ストック建造物の民間活用**の推進
- 広域的な景観まちづくり**の推進

エリアマネジメントと国際競争力の強化

- 官民が協働した**公共的価値創出**の促進

まちづくりGX

- 都市緑地の質・量両面の確保**の推進
- TSUNAG認定**の更なる活用促進

国土強靱化、復興まちづくり、事前防災・事前復興で、安全・安心なまちをつくる

- 能登半島地震等からの**復興まちづくり事業**の推進
- 事前復興まちづくり計画**の策定推進
- ハード・ソフト両面からの**宅地液状化対策、盛土の安全確保対策**の着実な実施
- 防災集団移転**の着実な促進

まちづくりDX

○3D都市モデル（PLATEAU）の**広域的整備、社会実装**の推進

国際連携 海外展開

- 国際機関やG7との**都市政策連携**
- デジタル技術を生かした公共交通指向型都市開発の**海外展開**

2027年国際園芸博覧会 首里城復元

- 開催に向けた準備や復元に向けた取組の**確実な実施**

1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めるための「立地適正化計画」を作成・公表済の市町村数は643となった（令和7年7月末）。更なる計画作成を推進するとともに、市町村における計画の評価・見直しの実施を国として促進する。

具体的には、立地適正化計画の実効性を一層高めるため、まちづくりの健康診断のデータを、計画未策定自治体を含めた各市町村に提供するだけでなく、各都道府県にも提供し、広域調整主体である都道府県による市町村域を越えた連携を後押しするほか、関係人口（就業者、滞在者等）創出に寄与する業務機能の集積を促進する。

施策の概要

立地適正化計画の現状の成果と課題

- ・計画作成数は順調に増加
⇒作成の必要性が高い市町村でも取組が進んでいない事例
- ・居住と都市機能の誘導区域内への誘導は、概ね7割の市町村で達成
⇒評価や見直しを実施していない市町村が存在
統一的な評価方法が必要

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

立地適正化計画による取組を充実させるとともに、災害に強い国土・地域づくりの観点も踏まえて**広域的な都市圏のコンパクト化を進める**。

地方創生に関する総合戦略（令和7年12月23日閣議決定）

人口減少下において、都市の持続性を確保するため、**市町村域を越えた広域連携の推進、まちなかでの業務機能（オフィス・研究施設等）の集積**等を通じて、「稼ぐ力」、「イノベーション」、「地域の活力・にぎわい」等を創出するとともに、…(略)…コンパクト・プラス・ネットワークを深化・発展させ、「**令和の都市（まち）リノベーション**」を推進する。

目指す持続可能な都市構造

計画の見直し・作成

都市機能、居住の誘導とネットワークの維持・向上

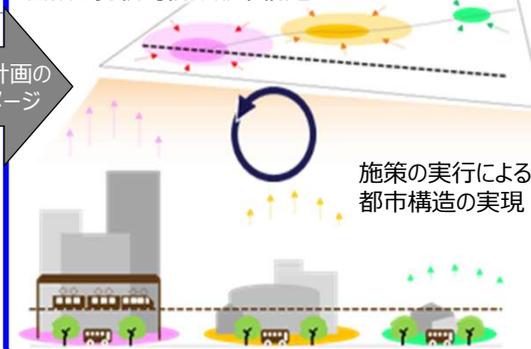
誘導施策の実行
不断の評価・点検

持続可能な都市構造の実現

「コンパクト・プラス・ネットワーク」

立地適正化計画の
高質化のイメージ

目指す持続可能な都市構造



立地適正化計画の今後の取組の方向性

- 必要性を踏まえた更なる**裾野拡大**
適切な評価に基づく**計画見直し**の推進
- 広域調整主体である都道府県による
市町村域を越えた**広域連携**の強力な推進
- 都市の**関係人口**を含めた
都市の**持続可能性の確保**の推進

「広域連携」
「稼ぐ力」
「イノベーション」



立地適正化計画の高質化（国による推進策）

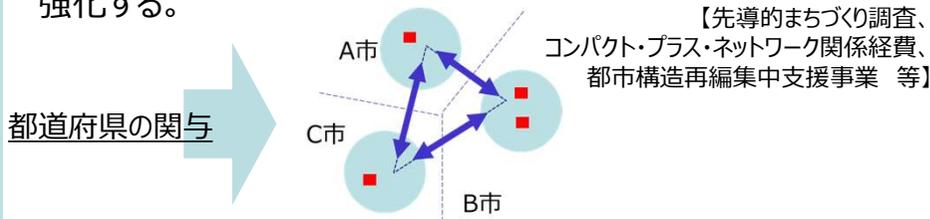
持続可能な都市構造の実現に向けた、

- ① **市町村域を越えた広域連携の強力な推進**
- ② **まちなかにおける業務施設等の立地促進**
- ③ **市町村による計画の適切な評価・見直しと作成に対する継続的な支援**
- ④ **適切な都市機能の集積の推進**

<国による推進策の実現に向けた取組>

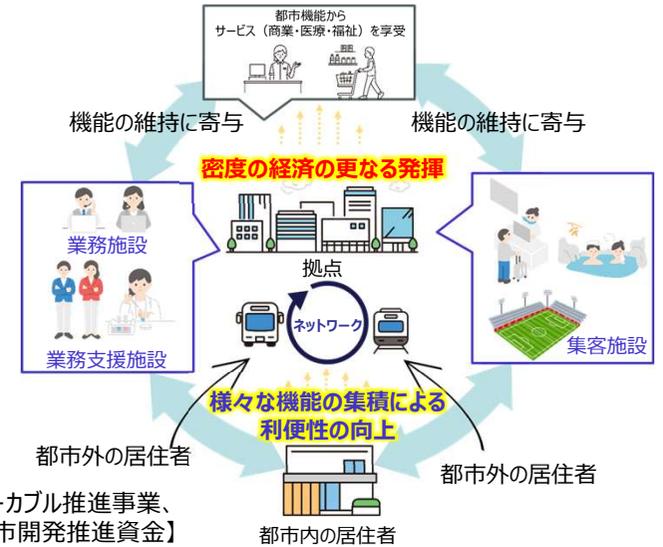
①市町村域を越えた広域連携の強力な推進

- ・立地適正化計画の実効性を一層高めていくためには、**各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、市町村域を越えた広域的な取組を進めていくことが重要である。**
- ・このために、都道府県による広域連携への関与を強化し、広域的な実効性を高める。
- ・併せて、広域的な立地適正化に資する取組について、支援を強化する。



②まちなかにおける業務施設等の立地促進

- ・持続可能な都市構造の実現に向けて、**居住と業務施設等との近接性を確保することが、就業者等も含めた人々にとってのまちの魅力の向上、「稼ぐ力」の強化、イノベーションの創出において重要である。**
- ・そのため、**広域連携の観点を踏まえた上で、業務施設等のまちなかへの立地を促進する。**



【都市構造再編集中支援事業、まちなかウォークブル推進事業、まち再生出資事業、民間都市開発推進資金】

③市町村による計画の適切な評価・見直しと作成に対する継続的な支援

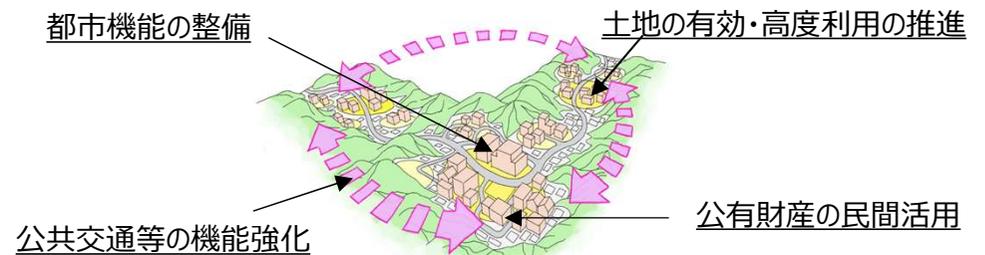
- ・市町村が、容易に立地適正化計画の評価・見直し・新規作成ができるよう、標準的なデータ、評価構造、見直しの方策を提示する（**まちづくりの健康診断の継続実施**）。
- ・これにより、**市町村が行う計画の評価・見直し・作成を後押しする。**



④適切な都市機能の集積の推進

- ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けて、まちなかにおける都市機能の整備や公有財産の民間活用、土地の有効・高度利用の推進、都市軸となる公共交通および複数のモビリティを結節する拠点の機能強化等への支援を実施する。

【都市構造再編集中支援事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市・地域交通戦略推進事業】



- 平成26年度から立地適正化計画に基づくコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが進められてきている中、より実効性を発揮し、持続可能な都市構造の実現と都市経営の改善に寄与するよう、取組の裾野拡大と適切な見直し（評価と必要に応じた変更）を図っていくことが重要。
- 本検討会において、今後の取組の方向性や国、都道府県及び市町村において期待される取組をとりまとめ。

持続可能な都市構造の実現のため 立地適正化計画は『立適+』へ
 ～市町村による適切な見直し(=『まちづくりの健康診断』)により、実効性をプラスした計画へ～

これまでの成果と課題

- ・計画作成・取組市町村数は順調に増加
- ・必要性が高い市町村でも取組が進んでいない場合がある

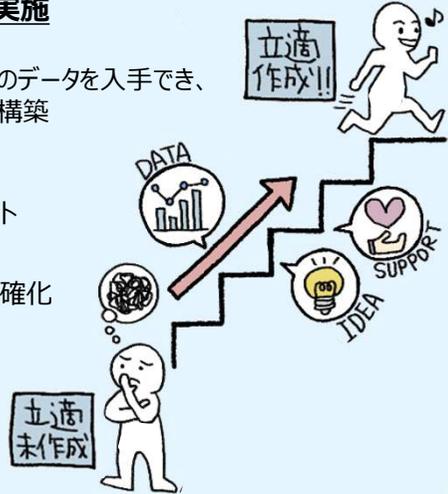
- ・居住と誘導施設の誘導区域内への誘導は、概ね2/3の市町村で進んでいる
- ・見直しを実施していない市町村がある、評価方法が市町村によって異なる

取組の方向性① 取組の必要性を踏まえた更なる裾野拡大

- 取組の必要性も加味した取組の推進
 - ・各市町村の意向のみならず、取組の必要性も加味した取組を推進
 - ・各市町村の状況に加え、周辺を含んだ広域の状況も加味し、必要性を判断

●取組が進まない要因に対する対策を実施

- ①的確な現状認識が困難
 - ▶市町村が都市課題や取組状況についてのデータを入手でき、周辺市町村との比較が可能な仕組みの構築
- ②広域的な連携が困難
 - ▶広域的視点からの課題の把握を容易に
 - ▶周辺市町村との調整をより強力にサポート
- ③政策判断が困難
 - ▶直接的な効果に加え間接的な効果を明確化
 - ▶都市経営上のメリットを説明可能に
- ④実施体制の確保が困難
 - ▶計画作成に必要な人材等の確保
- ⑤地元合意が困難
 - ▶住民や関係各者の理解醸成の促進



取組の方向性② 市町村による適切な見直し(=『まちづくりの健康診断』)の推進

- 市町村による『まちづくりの健康診断』の推進
 - ・見直しの必要性の理解の促進
 - ・地方公共団体の負担を軽減しながら見直しができるようなデータの整備、標準的な評価構造、見直しの方策の提示
 - 広域的な視点からの見直しも可能なデータの提供
 - 中長期的な都市の体質改善状況を把握可能な時系列データの整備

●評価構造、評価指標の統一性確保の推進

- ・間接効果や施策の取組状況も含めて評価を実施
- ・評価に影響を与える要素や統計上の誤差等も考慮
- アウトプット指標：居住と都市機能の誘導状況を把握する指標
- インプット指標：誘導施策等の取組状況
- アウトカム指標：防災・公共交通・財政・土地利用等の状況を把握する指標

●効率化、精度統一化に資するデータ整備の推進

- ・民間データも含めたデータの全国的な整備
- ・算定方法等の標準化 ・継続性を考慮したデータ整備
- ・新技術活用 ・広域分析可能 ・オープンデータ化



国による推進策の方向性

『まちづくりの健康診断』体系の確立

- ・評価体系を構築し、データを標準化
- ・見直しの方策の提示
- ・未作成市町村への訴求にも活用

広域連携の推進

- ・都道府県や広域主体の役割の明確化
- ・周辺、関連市町村等へのデータ提供
- ・連携方法やノウハウ等の情報提供

データ整備・標準化

- 都市計画基礎調査等を活用した全国のデータ整備と算出方法等の標準化

制度・効果の理解醸成

- 地方公共団体や国民一人一人への周知・広報の工夫、施策効果の整理、横展開等

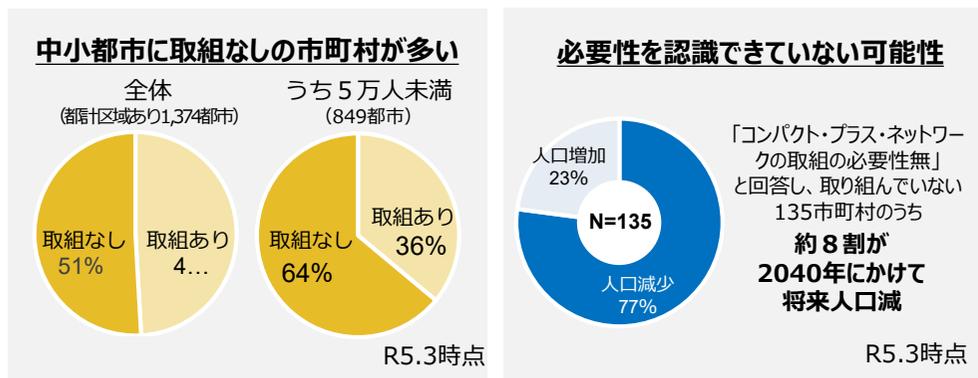
人材確保等への支援

- 広域含む計画の作成・見直し推進に向けた人材等の確保

※都道府県とのより緊密な連携により、市町村への働きかけやデータ整備、広域連携を推進
 ※省庁横断による支援が必要な推進策については、コンパクトシティ形成支援チーム等を活用

- 立地適正化計画に基づく持続可能なまちづくりの必要性が高いにも関わらず、取組を行っていない市町村が相当数存在
- 立地適正化計画の作成・取組による効果を踏まえ、どのような市町村で取組の必要性が高いか精査するとともに、必要性の高い市町村において取組を促すための支援のあり方などについて検討が必要

取組の裾野拡大に向けた現状



取組の裾野拡大に向けた課題

- 現状認識の困難性**
都市的課題、取組状況を客観的に把握するためのデータの不足や評価手法への知見不足など
- 政策判断の困難性**
総合的判断、庁内理解醸成に必要な施策効果に関する情報不足など
- 広域連携の困難性**
複数市町村が連携し検討・調整を行う場の不足 など
- 実施体制上の困難性**
取組に要する人材・予算確保に向けた課題 など
- 合意形成の困難性**
地元合意に係る調整の円滑化に向けた課題など

解決に向けた取組ポイント

市町村が現状を的確に認識するための情報やデータの提供

- 国による必要性の定義とその認識につながるデータの整備
- ※**必要性の定義(案)**・・・人口減少が進んでいる、市街地が拡散傾向、防災、財政状況、公共交通などに課題がある場合など
- 国によるデータの継続提供 など

広域、複数市町村で取り組む場合の主体及びその役割の明確化など広域連携の推進

- 都道府県、広域主体の役割の明確化
- 国による周辺市町村の状況や広域課題も含めた情報提供 など

施策効果と都市経営上のメリットの連動性整理と施策連携の強化

- 国による施策効果の整理、横展開、関係省庁との連携
- 都市経営の強化に繋がるさらなる施策間連携の推進 など

取組に必要となる人材等の確保に向けた支援

- 市町村に対する国、都道府県によるデータ加工や分析のサポート
- 市町村への専門人材の派遣に係る負担軽減策の充実化 など

多様な関係者に対する制度理解の醸成

- 施策効果の適切な周知を図る啓発ツールの改善
- 国による関係省庁とも連携した情報提供の更なる推進 など

取組の必要性が高い都市の主体的な計画作成を促進し、取組の裾野を拡大

- 立地適正化計画はおおむね5年ごとの評価と必要に応じた変更を通じてPDCAサイクルを適切に回していくことが重要であるが、見直しを実施していない市町村も多い。また評価をしても、評価手法や評価指標、使用するデータが統一的不是でなく、市町村間での比較や広域検討を含めた的確な評価が困難な状況。
- 市町村による適切な見直し（＝『まちづくりの健康診断』）のための国・都道府県からの情報提供のあり方、用いる評価指標や、見直しに必要となるデータ整備のあり方等について検討が必要

適切な見直しに関する現状



『まちづくりの健康診断』体系の確立

＜まちづくりの健康診断の流れ＞

1. 国から評価用レポートを市町村に提供
2. 市町村はデータを見ながら施策取組状況、チェック指標を記入→国へ提出
3. 国はレポートをもとに、見直しの方策を市町村に紹介
4. 市町村は適切に計画を見直し

適切な見直しに向けた課題

<p>必要なデータが不足</p> <p>評価の継続性や広域的な視点等も考慮した標準的なデータが不足</p>	<p>見直し体制が不十分</p> <p>特に中小市町村においては、データの整備や分析等に要する負担が大きく、人材等体制が不十分</p>
<p>評価構造の統一性が不十分</p> <p>各市町村が採用している評価指標やその算出方法が統一的不是のため、的確な評価が困難</p>	<p>適切な見直しに向けた情報が不足</p> <p>評価に基づく適切な見直しの方策や施策効果に係る情報提供が不十分</p>

市町村

① 評価用レポートを提供
※直接、間接指標のみ国が入力

② インput評価等を入力し、提出
※施策取組状況、特殊要因を市町村が入力

③ 全国の結果をもとに、見直しの方策案等を情報提供

健康診断に基づく立地適正化計画の見直し

都道府県 各種資料のとりまとめ、送付 広域な視点にわたった助成分析 広域連携や周辺市町村に関する情報提供・働きかけ

国

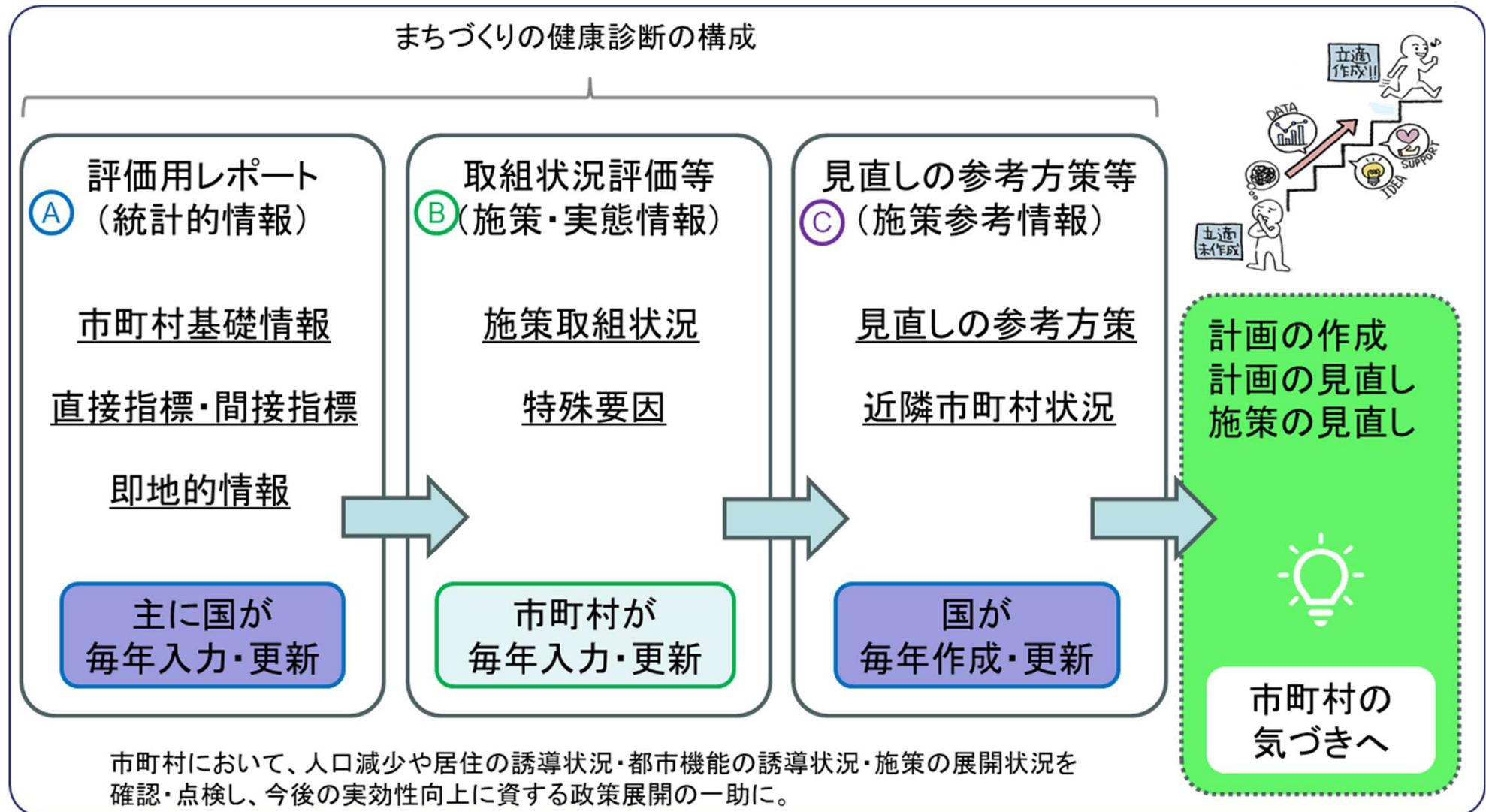
アウトプット指標及びアウトカム指標の全国標準的なデータ整備 新技術等も活用したデータ整理方策を検討 データを蓄積した上で効果的な見直しの方策に係る事例分析

健康診断に基づく政策の見直し

『まちづくりの健康診断』により、立地適正化計画の実効性を向上し、『立適^方+』へ

まちづくりの健康診断 様式(案)について

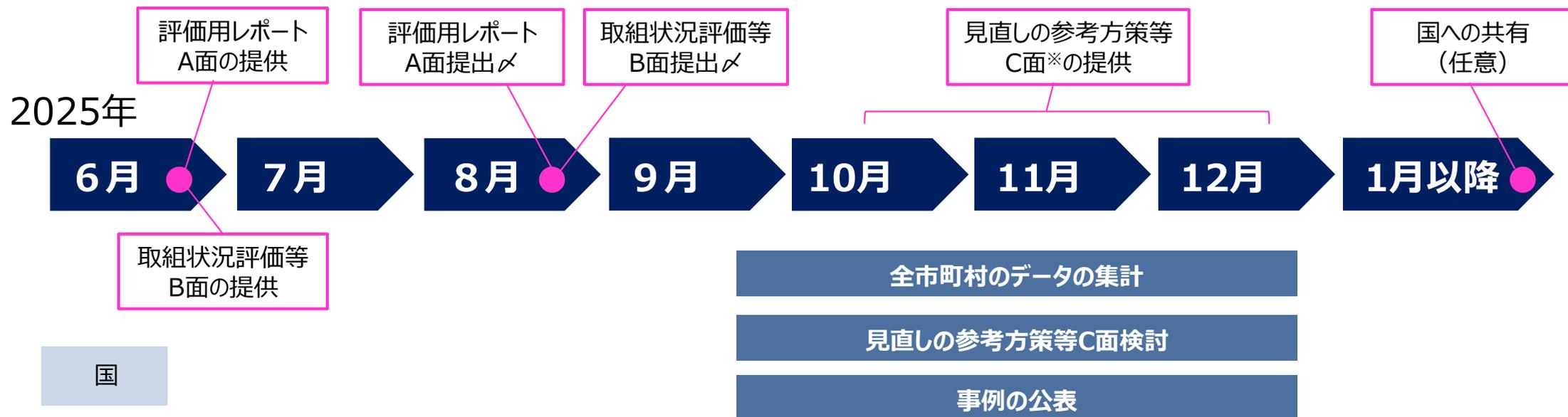
- まちづくりの健康診断において、市町村各々が自らの直接、間接指標を分かりやすく把握できるように努めるとともに、必要に応じて全国や都道府県内の状況も把握可能とすることが重要であり、他市町村との比較可能性の観点から**統一的な様式を定める**
- 併せて各指標の考え方から解釈、インプット指標に含まれる取組の考え方等を示す「健康診断のみかた」を国が地方公共団体へ示すことが重要。なお、その際、**市町村の主体的な判断の妨げとならないよう、留意が必要**



令和7年度 まちづくりの健康診断のフロー(案)

○立地適正化計画の**見直し**は引き続き**法律に基づき概ね5年ごとに実施**する。一方、**まちづくりの健康診断については、更新可能なデータを毎年度国が更新、情報提供**することで、各市町村における適時適切なタイミングでの、実効性向上に資する見直しを可能とする。

※あくまで案の提示であり
施策実施を強制するものではない



636市町村
(立適作成済み)

A面・B面 入力

必要に応じて進捗状況
や施策の振り返り

716市町村
(立適未作成*)

A面 入力

立適未作成市町村におけるまち診活用方法

A面を活用して既に計画を作成済み市町村との比較や疑似的な誘導区域の結果を確認する等、計画作成の必要性を検討することが考えられる。
また、B面では都市計画における取組施策を網羅的に把握し、施策の検討材料とすることができる。

※都市計画区域を有する市町村が対象

「まちづくりの健康診断」について

- 都市を取り巻く社会情勢は複雑化しており、市町村においては、客観的なデータに基づく都市計画や計画に基づく施策の評価を継続的に行うことが重要。
- 「まちづくりの健康診断」では、国が目標値等の市町村の計画情報や指標の変化状況等を全国一律に整理し、客観的な経年変化データを市町村に提示することで市町村の分析をサポートし、市町村における立地適正化計画の評価・見直し等を促進する。
- 具体的には、国が市町村ごとの取組施策や都市状況等を取りまとめ、参考方策や広域連携に関する情報等を提示し、市町村の地域特性を踏まえながら適切な評価を促すとともに、都道府県を含めたコンパクト・プラス・ネットワークの実現施策を後押しすることで、令和の都市リノベーションを推進する。

基礎情報

- 計画作成・見直し状況の整理
- 都市計画区域・線引き・非線引きの状況の整理
- 市街化区域等人口状況の整理
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計データ
- 将来人口推計と目標人口の状況

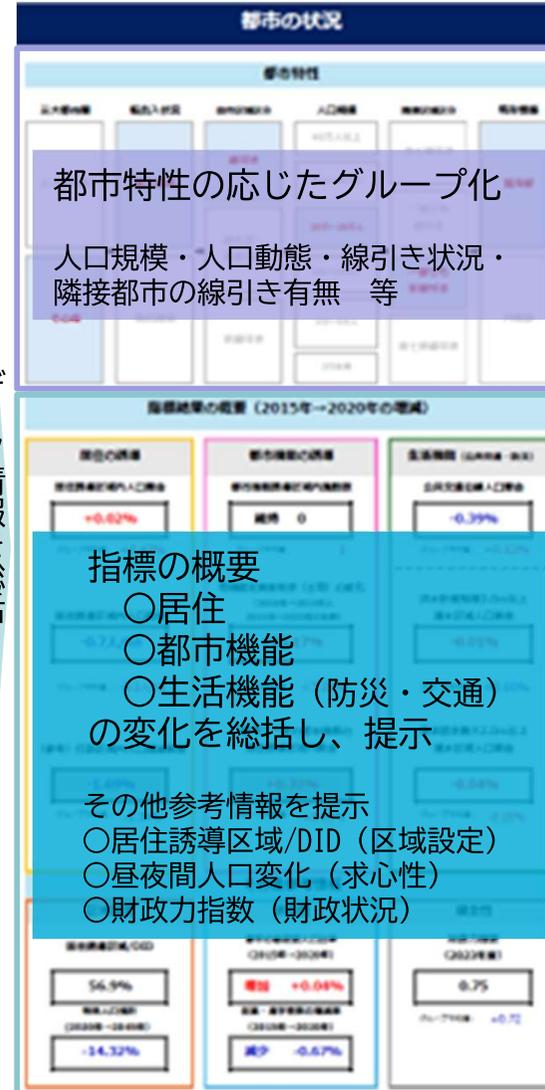
分野別の客観指標の状況

直接指標①	居住誘導区域内人口割合
補足指標①-1	過去トレンドとの比較
補足指標①-2	居住誘導区域内人口密度
確認情報①-3	メッシュ別人口増減変化
直接指標②	都市機能誘導区域内誘導施設割合
補足指標②-1	一定の都市機能の都市機能誘導区域内割合
補足指標②-2	一定の都市機能の居住誘導区域内割合
間接指標①	公共交通沿線人口割合【公共交通】
間接指標②	災害リスク高エリア人口割合【防災】
間接指標②-1	浸水想定区域(洪水)計画規模(L1) 浸水深0.5m以上
間接指標②-2	浸水想定区域(洪水)計画規模(L1) 浸水深3.0m以上
間接指標②-3	浸水想定区域(洪水)想定最大規模(L2) 浸水深3.0m以上
間接指標②-4	浸水想定区域(津波)想定最大規模(L2) 浸水深2.0m以上
間接指標③	居住誘導区域内外建物新築傾向(新築指数)【土地利用】
間接指標④-1	地価固定資産税収(土地)の変化【財政】
間接指標④-2	一人当たり歳出額【財政】

取組情報

- 誘導施策の実施状況(誘導支援策や誘導施設整備、交通結節機能整備等)
- 都市計画制度の積極的な活用状況(市街化区域の見直し、居住調整地域の指定等)
- 他計画との連携状況(総合計画、地域公共交通計画、流域水害対策計画等)
- 防災施策の実施状況(防災指針、分析の状況、ハード・ソフト対応策の状況等)

データ情報を総括



○参考方策・事例の提示

- 居住の取組施策
- 都市機能の取組施策
- 生活機能の取組施策(防災・交通)

○広域情報の提示

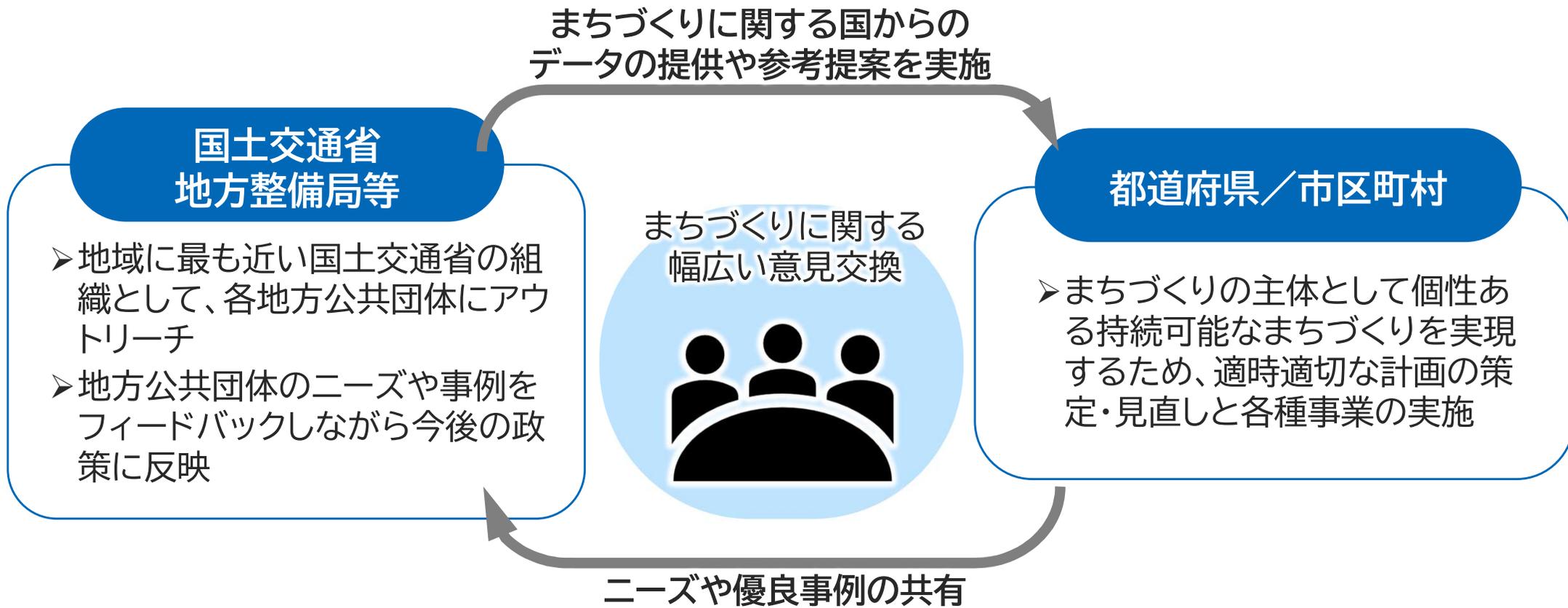
- 都市間の人流状況

都道府県が管内まち診結果を把握

都道府県・市町村の都市行政の気づきへ

必要に応じて詳細分析
各種計画の見直し
施策の評価・立案
広域連携の検討へ

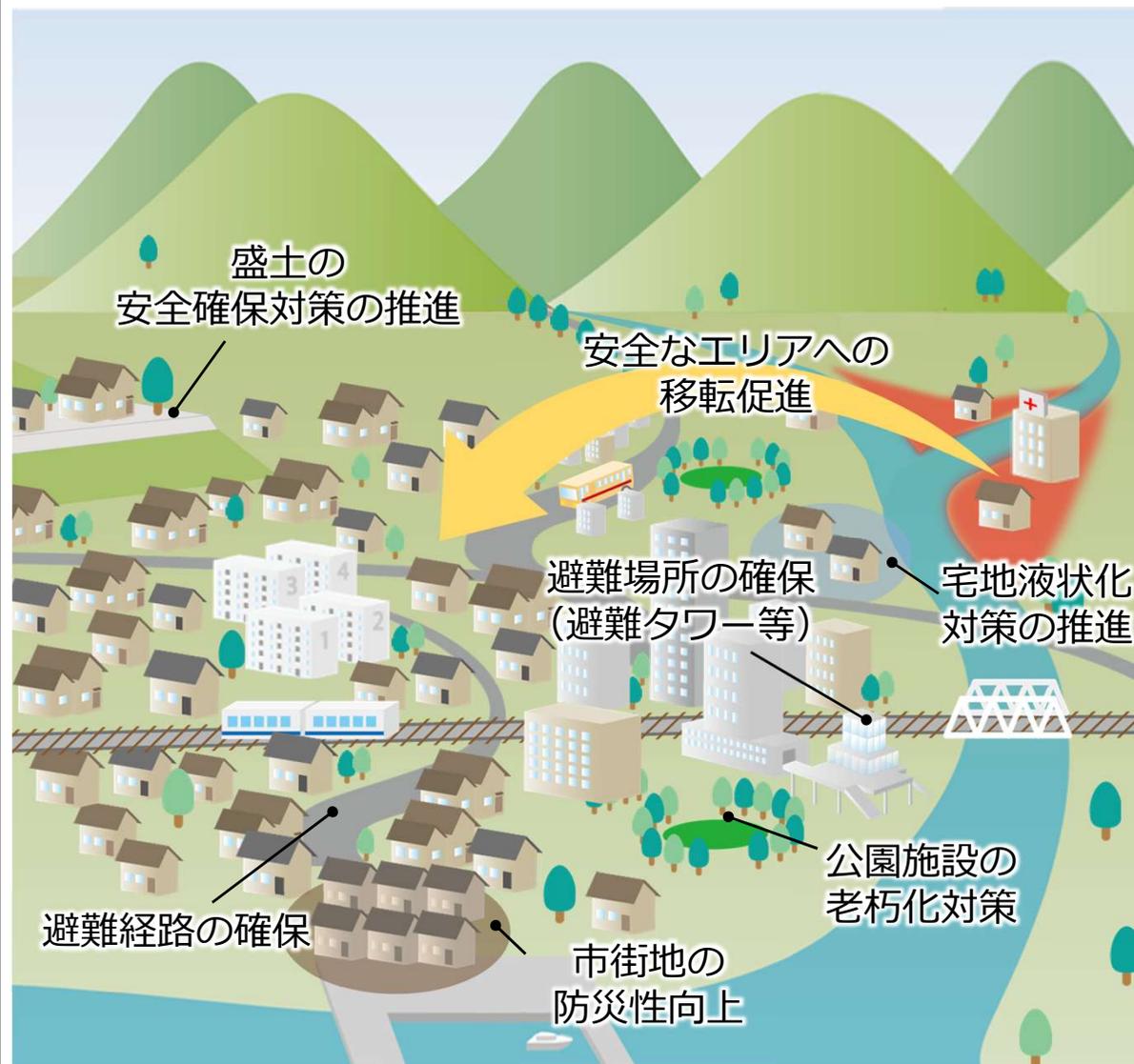
- まちづくり全般を丁寧に支援することで地方公共団体のまちづくりの底力の発揮につなげるため、「令和の都市(まち)リノベーション全国推進運動」を展開。
- 都市計画区域を有する地方公共団体を中心に、各地方整備局等が地方公共団体と積極的に意見交換する場を設け、まちづくりに関して国からの参考提案や支援制度の紹介を行う等、地方公共団体との対話等を通じて、連携環境の強化を図る。



国・地方自治体が一丸となって令和の都市リノベーションを推進！

能登半島地震や大分市佐賀関大規模火災等からの復興や、激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守るため、国土強靱化を推進するとともに、安全・安心、防災・減災・復興まちづくりに向け平時からの事前防災・事前復興に関する取組を推進する。

施策の概要



① 被災地の復興支援・宅地液状化対策の推進

能登半島地震等の大規模災害の被災地復興支援
被災地を含む全国の宅地液状化対策の推進

② 事前防災・事前復興まちづくりの推進

早期の復興まちづくりを可能とするため、
事前防災・事前復興まちづくりを推進

③ 災害に強い都市拠点・市街地形成の推進

市街地の防災性向上、防災拠点の形成、
避難場所・避難経路確保の推進

④ 安全なエリアへの集団移転および 公園施設の老朽化対策等の推進

災害リスクの高いエリアから安全なエリアへの移転の促進
公園施設の老朽化対策等の推進

⑤ 盛土の安全確保対策の推進

盛土の安全性把握調査や対策工事等の推進

<具体の取組>

① 被災地の復興支援・宅地液状化対策の推進

○ 能登半島地震や大分市佐賀関大規模火災等からの復興支援

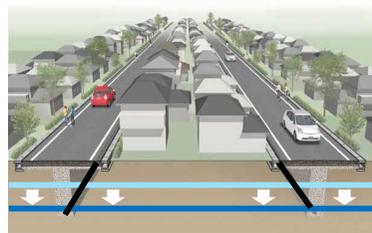
能登半島地震や大分市佐賀関大規模火災等において、甚大な被害が発生した地方公共団体の復興まちづくりの検討や計画等に基づく事業を迅速かつ着実に進めるため、引き続き被災地を支援する。

【都市防災総合推進事業、都市構造再編集中支援事業 等】

○ 宅地液状化対策の推進

能登半島地震の被災地を含め、全国で宅地液状化対策を推進するため、地方公共団体における液状化ハザードマップの作成や公共施設と宅地との一体的な液状化対策等を支援する。

【宅地耐震化推進事業】



液状化対策のイメージ

② 事前防災・事前復興まちづくりの推進

災害からの復興まちづくりや事前防災等について、UR都市機構のノウハウ等を活用し、計画策定等の支援を行うとともに、地方公共団体における事前復興まちづくり計画策定をより推進するため、計画の裾野拡大や実現可能性の向上に向けた取組を実施する。

【都市再生コーディネート等推進事業 等】

③ 災害に強い都市拠点・市街地形成の推進

○ 防災拠点形成等の推進

市街地の防災性向上や事前復興まちづくり計画等に基づく防災拠点の形成を推進する。

【都市構造再編集中支援事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業 等】

○ 避難場所・避難経路の確保

津波災害のおそれがある区域における津波避難タワー等の避難場所や避難経路の整備等を推進する。

【都市防災総合推進事業 等】



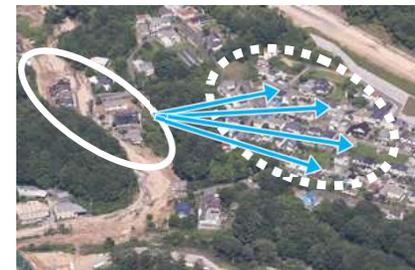
津波避難タワー

④ 安全なエリアへの集団移転および公園施設の老朽化対策等の推進

○ 安全なエリアへの移転の促進

激甚化・頻発化する災害に備え、災害リスクの高いエリアから安全なエリアへの事前移転を含む集団移転を促進する。

【防災集団移転促進事業】



安全なエリア（既成市街地）への集団移転のイメージ

○ 公園施設の老朽化対策の推進

公園施設の老朽化が進む中でライフサイクルコストの縮減等が求められていることを踏まえ、長寿命化計画策定等を通じ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。

【都市公園・緑地等事業】

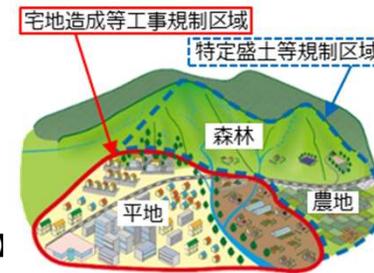


橋梁の再整備

⑤ 盛土の安全確保対策の推進

盛土規制法に基づき、都道府県等が実施する基礎調査や対策工事等に対する支援措置を通じて、盛土の安全確保対策を推進する。

【都市防災総合推進事業、宅地耐震化推進事業、盛土緊急対策事業】

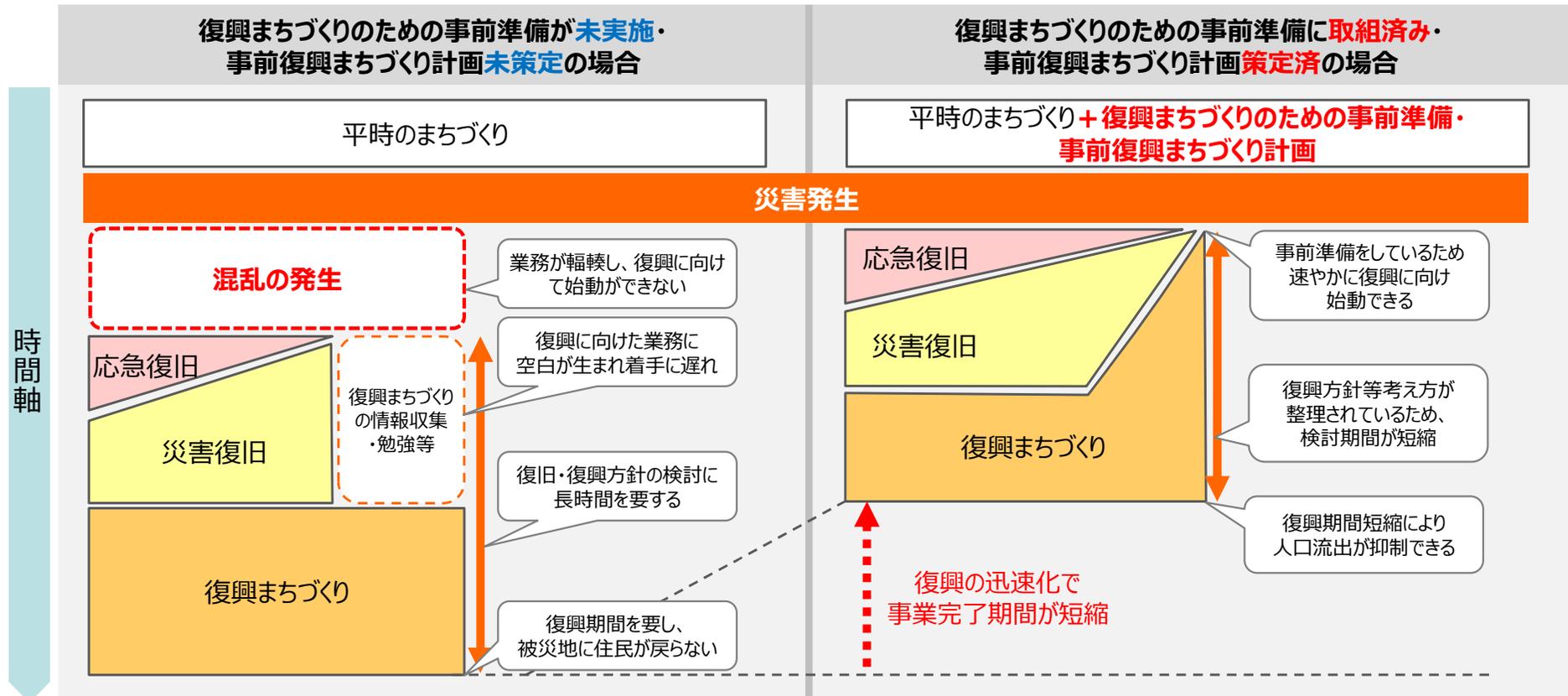


盛土規制法に基づく規制区域のイメージ

「復興まちづくりのための事前準備」により期待される効果

- 被災後に発生が想定される膨大な事務作業（応急措置、被災者情報の収集・整理等）に事前に備えることで、**被災後の職員の負担軽減**
- 自治体における**復興まちづくりに対応可能な人材の育成**
- 被災後、応急復旧と並行して復興まちづくりに取り掛かることが可能となり、**復興体制等の整備による復興までの時間短縮**
- 被災後、速やかな目標や復興まちづくりの方針の決定により、**より良い復興の実現**

復興まちづくりのための事前準備・事前復興まちづくり計画の効果イメージ



「復興まちづくりのための事前準備」の取組項目

体制

復興体制の事前検討

復興まちづくりを進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。

手順

復興手順の事前検討

どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

訓練

復興訓練の実施

職員が市街地復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎 データ

基礎データの事前整理、分析

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。
不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

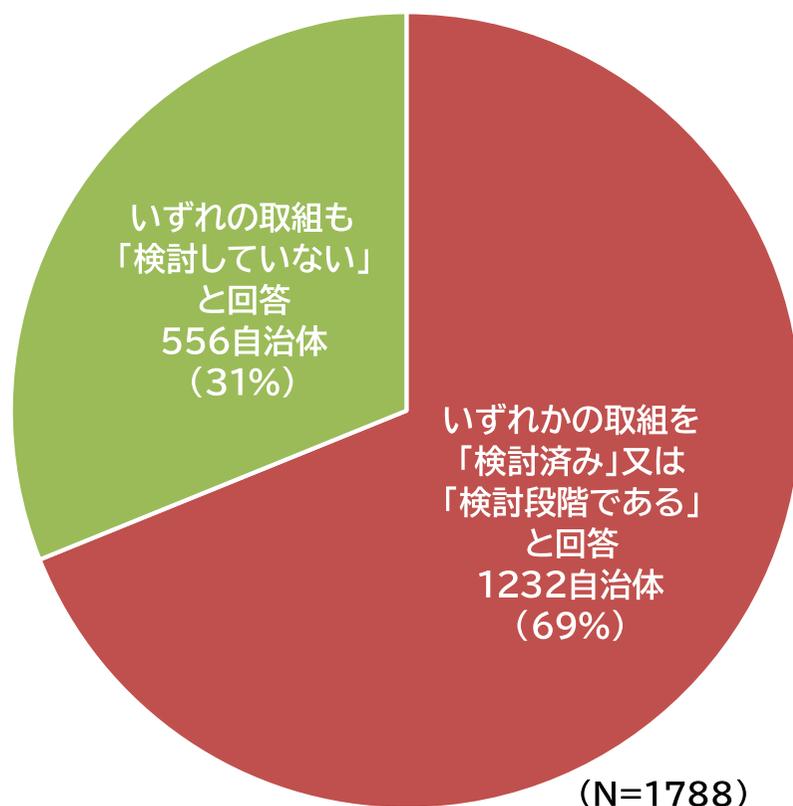
目標

復興における目標等の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

- 「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月公表）」に示す5つの取組のうち、いずれかの取組について、令和7年7月末時点で「検討済み」又は「検討段階である」と回答したのは1,232自治体(約69%)。
- 前年度と比較すると、「検討済み」又は「検討段階である」と回答した自治体は、30自治体増えている。
R6：1,202自治体（約67%） → R7：1,232自治体（約69%）

■ 取組全体の検討状況



注：数値は、小数点以下を四捨五入

(参考) 復興まちづくりのための事前準備の取組内容

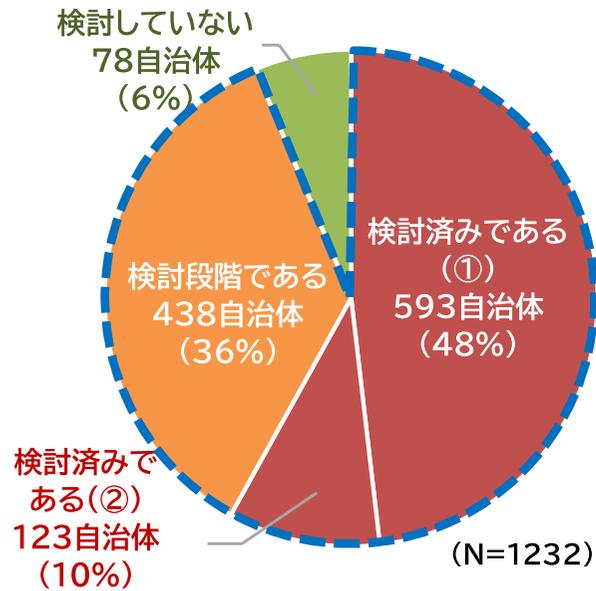
- 体制** **復興体制の事前検討**
復興まちづくりにおいて、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。
- 手順** **復興手順の事前検討**
どのような対応が、どのような時期に生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。
- 訓練** **復興訓練の実施**
職員が復興まちづくりへの理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。
- 基礎データ** **基礎データの事前整理、分析**
どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析しておく。不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。
- 目標** **復興における目標等の事前検討**
市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

<調査概要>

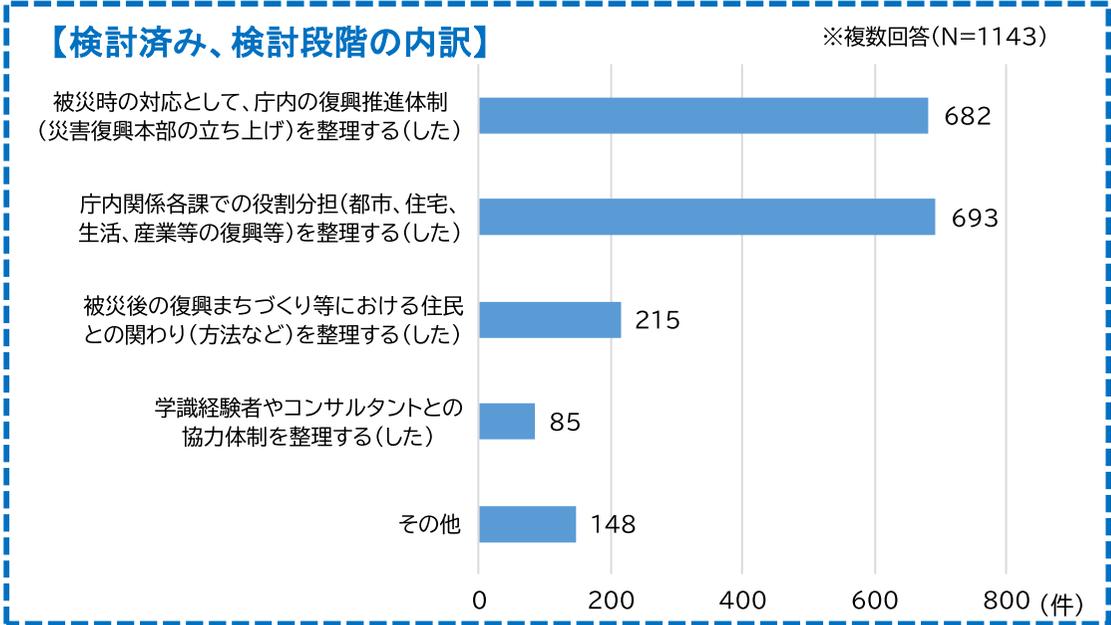
- ・調査時点：令和7年7月末時点
- ・調査対象：全国の都道府県及び市区町村（1788自治体）を対象に調査し、1788自治体（100%）から回答

■ 個別の取組(5項目)の検討状況

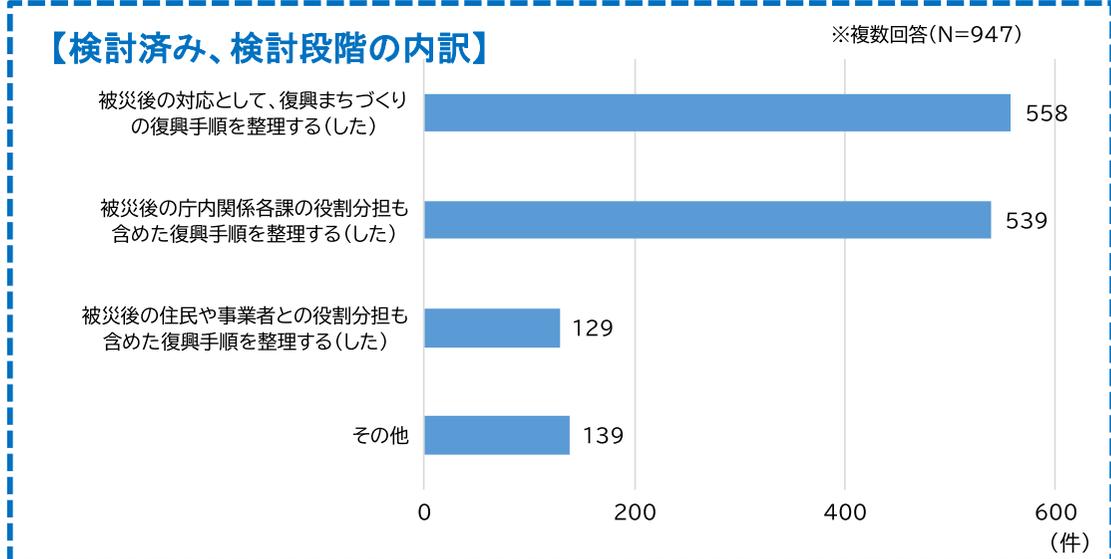
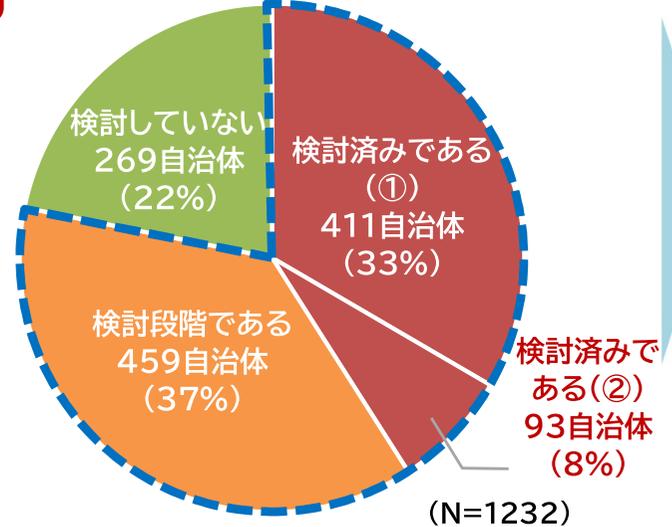
体制 復興体制の事前検討



＜凡例＞
 ・検討済みである(①)：地域防災計画等に位置づけをしている
 ・検討済みである(②)：地域防災計画等には位置づけしていない



手順 復興手順の事前検討

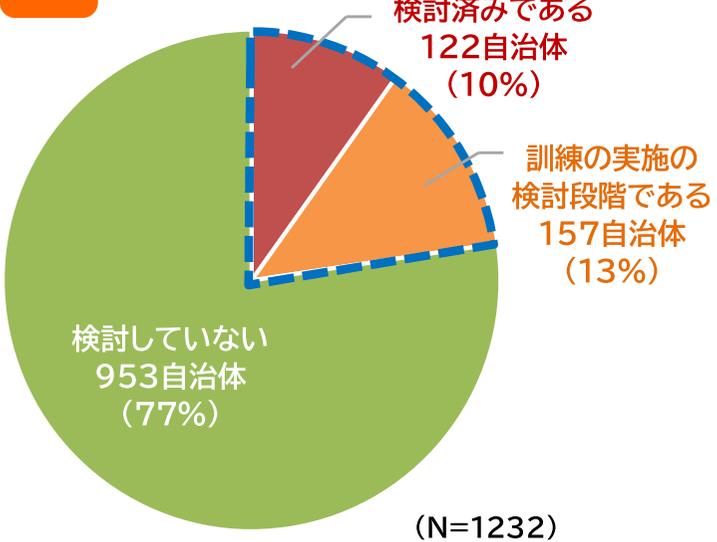


注：数値は、小数点以下を四捨五入

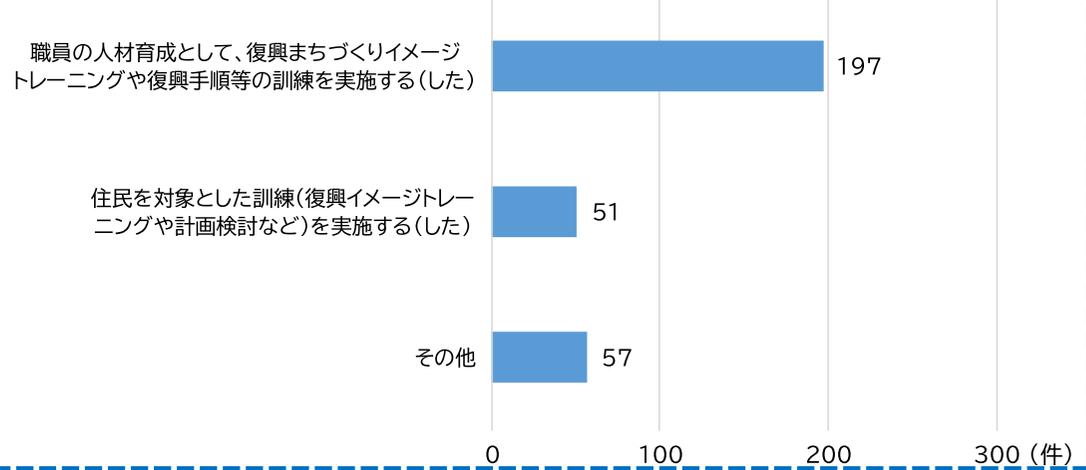
■ 個別の取組(5項目)の検討状況

訓練

復興訓練の実施

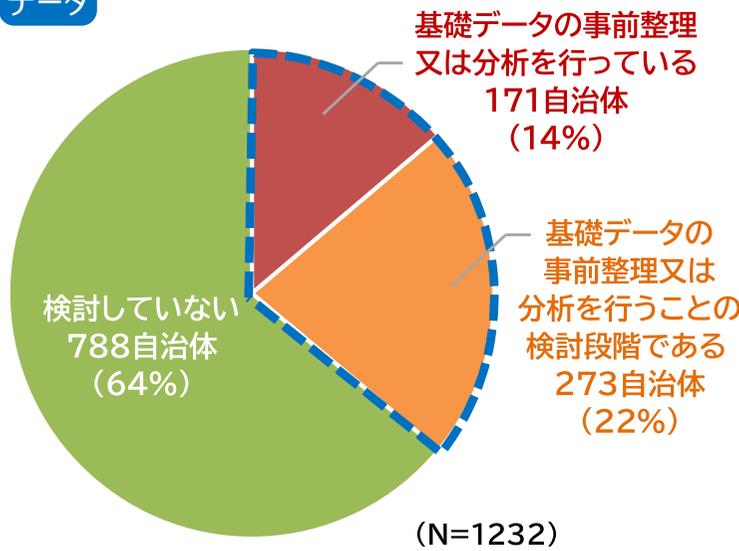


【検討済み、検討段階の内訳】

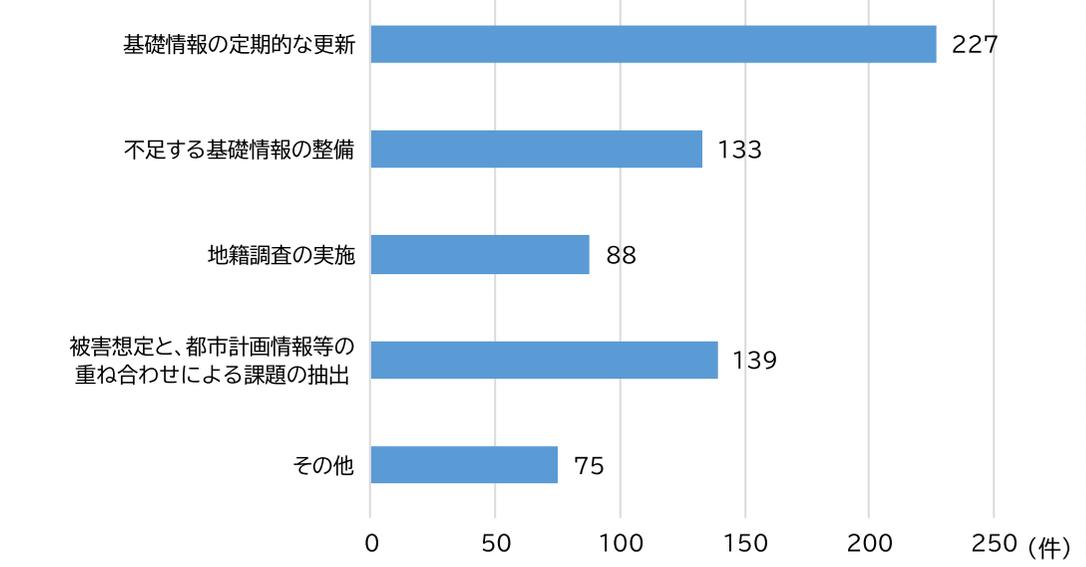


基礎データ

基礎データの事前整理、分析



【検討済み、検討段階の内訳】

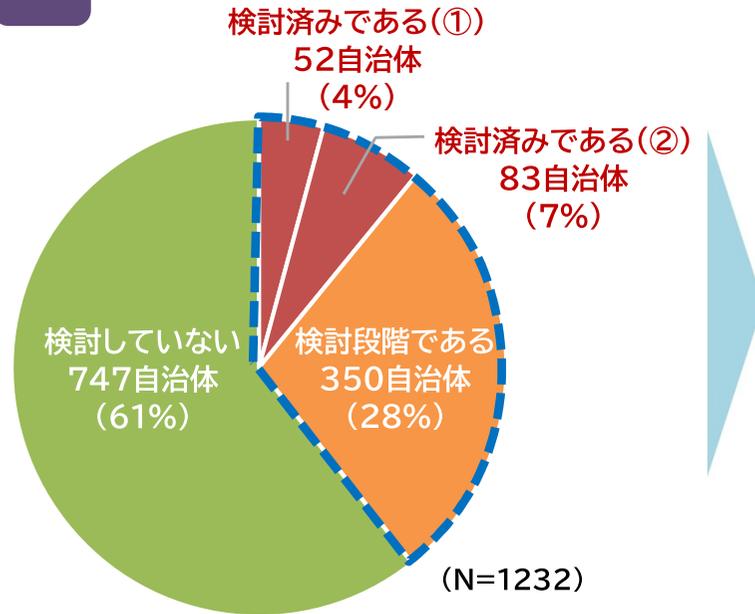


注：数値は、小数点以下を四捨五入

■ 個別の取組(5項目)の検討状況

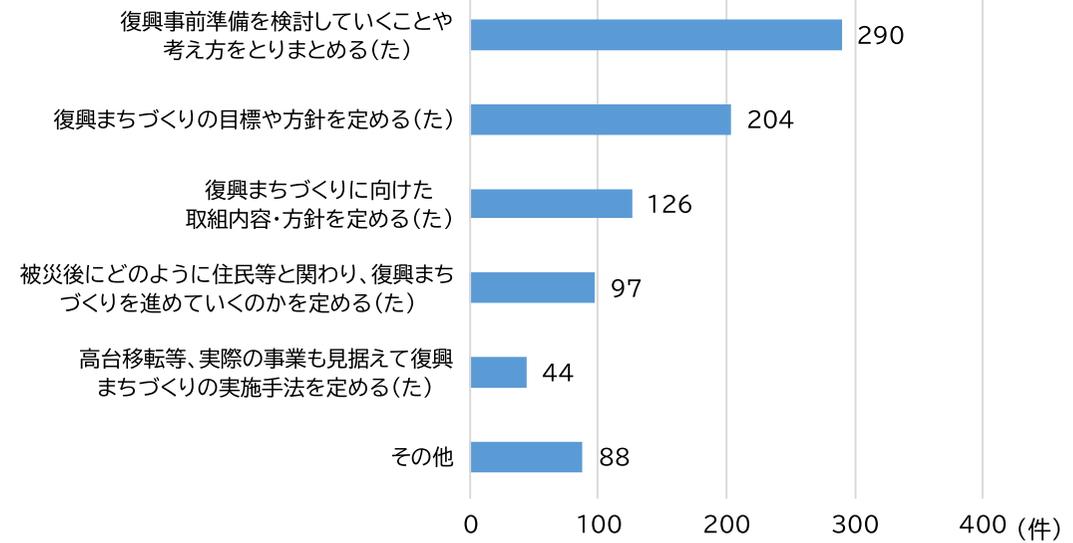
目標

復興における目標等の事前検討



【検討済み、検討段階の内訳】

※複数回答(N=480)



<凡例>

- ・検討済みである(①) : 地域防災計画等に位置づけをしている
- ・検討済みである(②) : 地域防災計画等には位置づけしていない

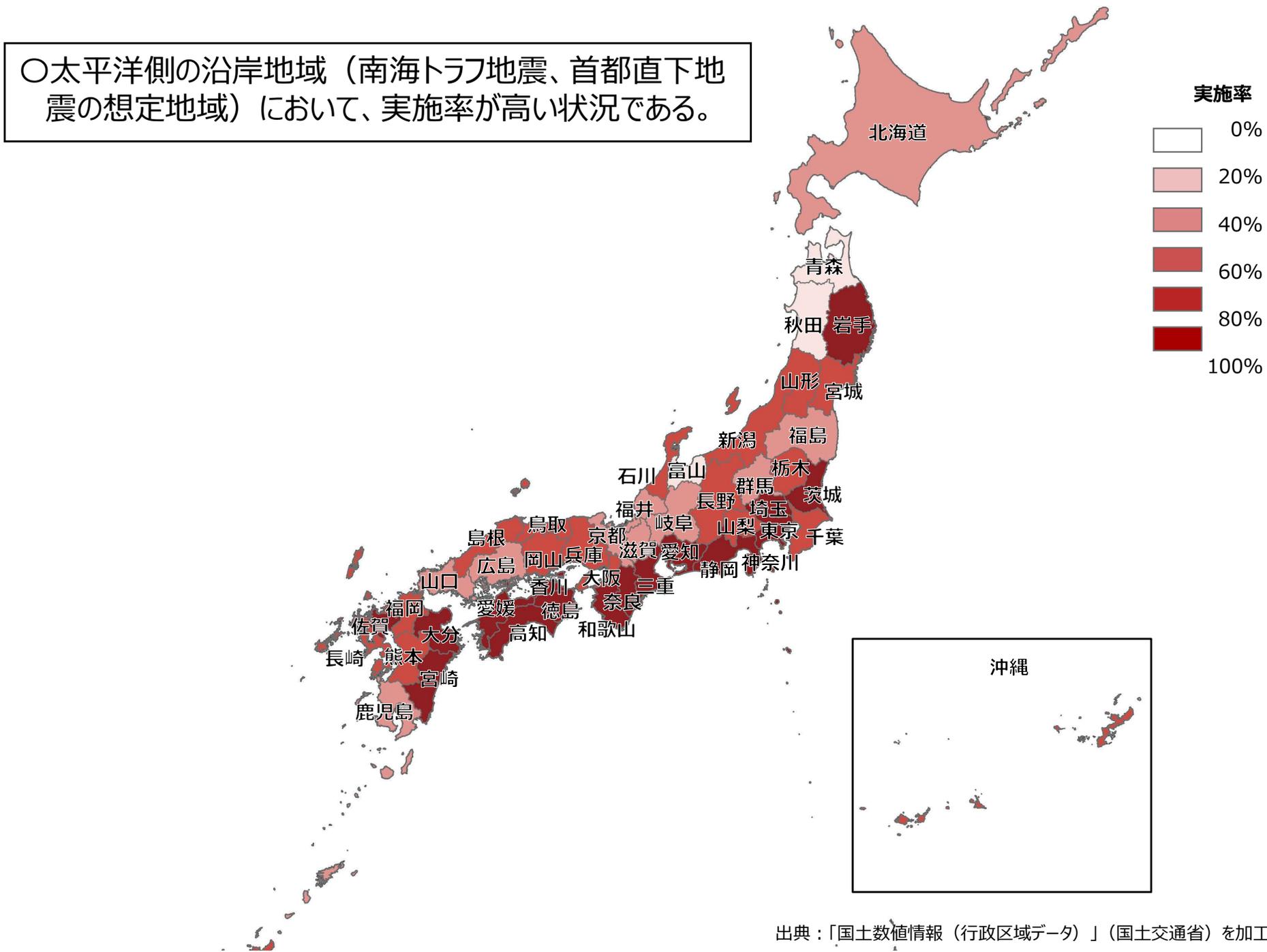
■ 都道府県別の取組状況

(N=1788)

都道府県名	取組状況	都道府県名	取組状況	都道府県名	取組状況
北海道	81 (検討済み) / 99 (検討中)	新潟県	20 (検討済み) / 11 (検討中)	岡山県	18 (検討済み) / 10 (検討中)
青森県	12 (検討済み) / 29 (検討中)	富山県	6 (検討済み) / 10 (検討中)	広島県	10 (検討済み) / 14 (検討中)
岩手県	32 (検討済み) / 2 (検討中)	石川県	15 (検討済み) / 5 (検討中)	山口県	11 (検討済み) / 9 (検討中)
宮城県	26 (検討済み) / 10 (検討中)	岐阜県	22 (検討済み) / 21 (検討中)	徳島県	25 (検討済み)
秋田県	10 (検討済み) / 16 (検討中)	静岡県	36 (検討済み)	香川県	17 (検討済み) / 1 (検討中)
山形県	23 (検討済み) / 13 (検討中)	愛知県	49 (検討済み) / 6 (検討中)	愛媛県	19 (検討済み) / 2 (検討中)
福島県	31 (検討済み) / 29 (検討中)	三重県	24 (検討済み) / 6 (検討中)	高知県	31 (検討済み) / 4 (検討中)
茨城県	36 (検討済み) / 9 (検討中)	福井県	10 (検討済み) / 8 (検討中)	福岡県	46 (検討済み) / 15 (検討中)
栃木県	18 (検討済み) / 8 (検討中)	滋賀県	11 (検討済み) / 9 (検討中)	佐賀県	20 (検討済み) / 1 (検討中)
群馬県	16 (検討済み) / 20 (検討中)	京都府	15 (検討済み) / 12 (検討中)	長崎県	15 (検討済み) / 7 (検討中)
埼玉県	52 (検討済み) / 12 (検討中)	大阪府	33 (検討済み) / 11 (検討中)	熊本県	29 (検討済み) / 17 (検討中)
千葉県	42 (検討済み) / 13 (検討中)	兵庫県	32 (検討済み) / 10 (検討中)	大分県	16 (検討済み) / 3 (検討中)
東京都	61 (検討済み) / 2 (検討中)	奈良県	37 (検討済み) / 3 (検討中)	宮崎県	22 (検討済み) / 5 (検討中)
神奈川県	31 (検討済み) / 3 (検討中)	和歌山県	26 (検討済み) / 5 (検討中)	鹿児島県	24 (検討済み) / 20 (検討中)
山梨県	17 (検討済み) / 11 (検討中)	鳥取県	13 (検討済み) / 7 (検討中)	沖縄県	28 (検討済み) / 14 (検討中)
長野県	52 (検討済み) / 26 (検討中)	島根県	12 (検討済み) / 8 (検討中)		

(取組状況の凡例 ■:いずれかの取組を「検討済み」または「検討段階」と回答した自治体 ■:いずれの取組も「検討していない」自治体)

○太平洋側の沿岸地域（南海トラフ地震、首都直下地震の想定地域）において、実施率が高い状況である。



出典：「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）を加工して作成

- 南海トラフ地震の被害想定地域で約76%、うち津波被害想定地域で約92%、首都直下地震の被害想定地域で約81%と、大規模災害の被害が想定される地域で高い傾向にあるが、日本海溝・千島海溝地震の被害想定地域では、全体値より低い状況
- 取組着手率は、政令指定都市が約85%、特別区が100%など、大都市において、高い傾向

■ 大規模災害の被害想定自治体の検討状況

想定される災害の種類	取組状況
南海トラフ地震 (地震・津波被害) (723自治体)※1	551(76%) 172(24%)
南海トラフ地震 (津波被害) (139自治体)※2	128(92%) 11(8%)
首都圏で発生する 地震等の災害 (地震・津波被害)(309自治体)※3	250(81%) 59(19%)
日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震 (地震・津波被害)(272自治体)※4	162(60%) 110(40%)
日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震 (津波被害)(108自治体)※5	62(57%) 46(43%)
【参考】全体 (1788自治体)	1232(69%) 556(31%)

■ 自治体種類別の検討状況

自治体種類	取組状況
政令指定都市 (20自治体)	17(85%) 3(15%)
特別区 (23自治体)	23(100%) 0(0%)
中核市 (62自治体)	19(83%) 4(17%)
施行時特例市 (23自治体)	50(81%) 12(19%)
その他の市 (687自治体)	495(72%) 192(28%)
町村 (926自治体)	590(64%) 336(36%)

(凡例 ■ :いずれかの取組を「検討済み」または「検討段階」と回答した自治体(%) ■ :いずれの取組も「検討していない」自治体(%))

※1 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市区町村(震度6弱以上、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等)

※2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市区町村(津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域等)

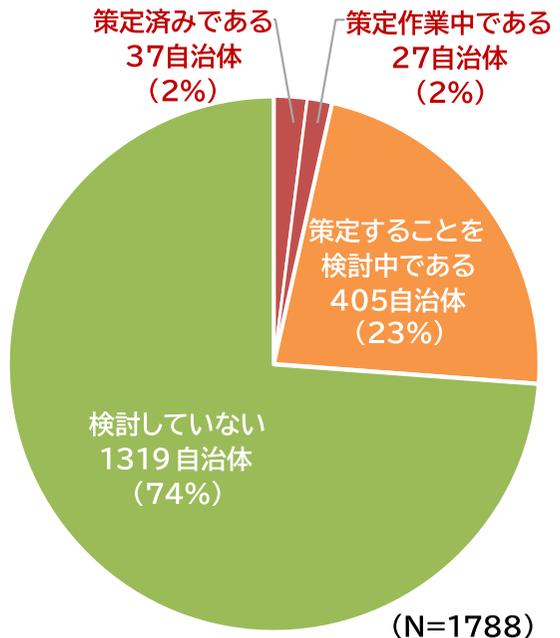
※3 首都直下地震緊急対策区域に指定されている市区町村(震度6弱以上、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等)

※4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている市区町村(震度6弱以上、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等)

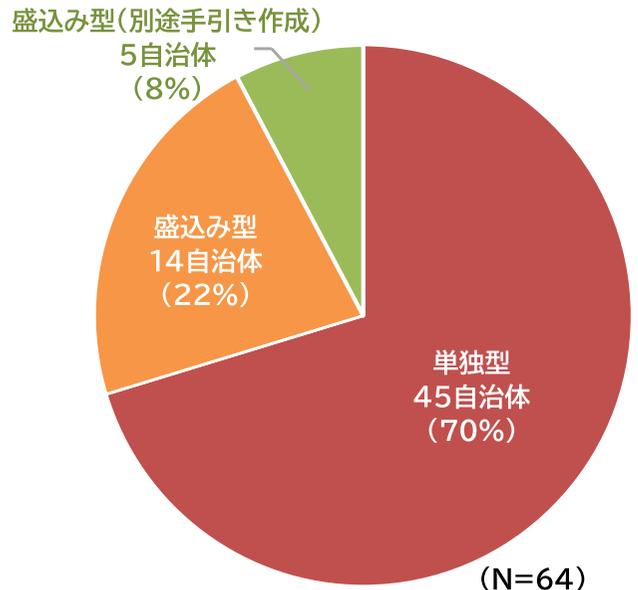
※5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市区町村(津波により30cm以上の浸水が地震発生から40分以内(茨城県以南は30分以内)に生じる地域等)

■ 事前復興まちづくり計画の策定状況

○ 事前復興まちづくり計画の策定状況



○ 事前復興まちづくり計画のとりまとめのタイプ (計画策定済み又は策定作業中の自治体が回答)

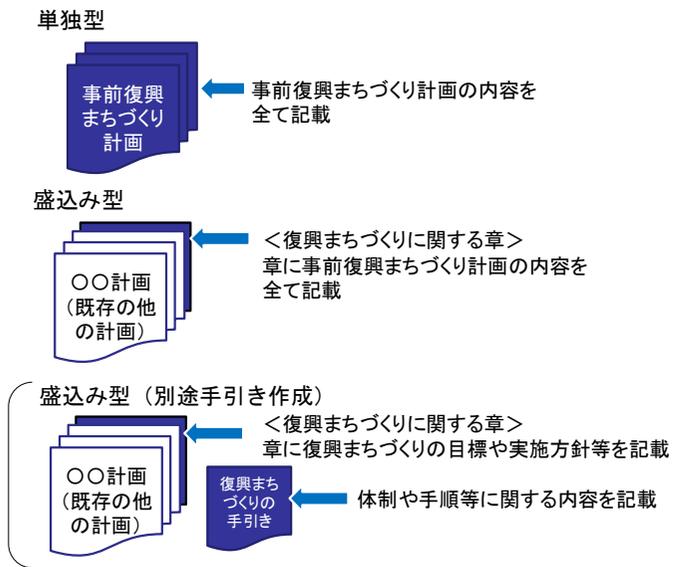


※都道府県については、事前復興まちづくり計画策定指針等も計画策定の対象としています。

注：数値は、小数点以下を四捨五入

(参考)「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン(令和5年7月公表)」での事前復興まちづくり計画の記載内容ととりまとめのタイプ

項目	想定される記載内容の例示
①検討の前提となる被害想定やまちの課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性と想定される被害の分布、規模等の整理 ・ 復興時の市街地整備等の課題
②復興まちづくりの目標・実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村全域の復興まちづくりの目標 ・ 基本的な考え方(人口や事業規模) ・ 将来の都市構造 ・ 復興まちづくりの方針 ・ 分野別の復興まちづくりの方針
③目標の実現に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標を実現するための課題
④課題解決のための方策	事前に決めておくべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体制に関わること ・ 手順に関わること ・ 復興まちづくりの工程に関すること(長期間にわたることへの対応、応急仮設住宅用地の確保等)
	事前に実施すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村職員の能力向上に関わること(職員訓練) ・ 住民との合意に関わること(住民との復興訓練等) ・ 基礎データの整備に関すること(地籍調査等) ・ 防災・減災対策



復興事前準備に関するこれまでの取組

○防災基本計画に「復興事前準備の推進」が位置づけられて以降、復興事前準備の取組を推進するため、ガイドラインや事例集の公表、復旧・復興まちづくりサポーター制度の創設、サポーター制度に基づく連絡会議の開催、復興事前準備の取組に対する伴走支援、都市防災総合推進事業による財政支援を実施

項目	年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
位置づけ会議		防災基本計画に「復興事前準備の推進」を位置付け (H29.4)		円滑な復興まちづくりへの推進会議の開催 (R2.1)	東日本大震災復興レビューにおいて、復興事前準備の観点からも議論 (R2)				
ガイドライン等の公表		復興まちづくりのイメージトレーニングの手引き (H29.5)	復興まちづくりのための事前準備ガイドライン (H30.7)				復興事前準備の主流化に向けた取組事例集 (R4.12)	事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン (R5.7)	事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン参考事例集 (R6.11)
復旧・復興まちづくりサポーター制度					R2.6～				
連絡会議					第1回連絡会議 (R2.7)	第2回連絡会議 (R3.7)	第3回連絡会議 (R4.7)	第4回連絡会議 (R6.1)	第5回連絡会議 (R7.1～2)
復興事前準備の取組に対する伴走支援						R3.4～			
都市防災総合推進事業による財政支援							R4.4～		

「復興まちづくりのための事前準備」「事前復興まちづくり計画」に係る支援制度

○国土交通省では、ガイドラインの公表や復旧・復興まちづくりサポーター制度の創設等を行い、復興まちづくりのための事前準備の取組を推進

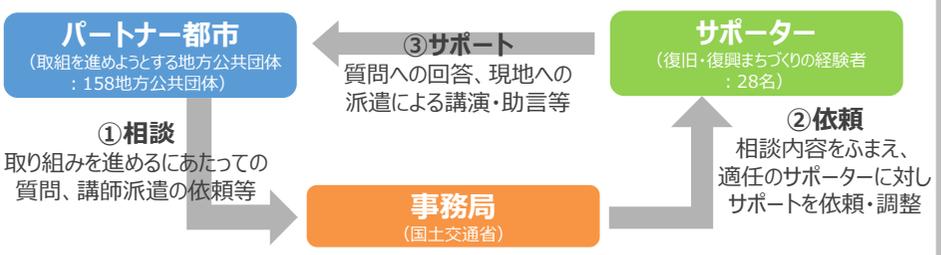
ガイドライン・事例集

復興まちづくりのための事前準備に関するガイドライン（H30）や復興事前準備の主流化に向けた取組事例集（R4）等を公表。

- ・H30 復興まちづくりのための事前準備ガイドライン
- ・R4 復興事前準備の主流化に向けた取組事例集
- ・R5 事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン
- ・R6 事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン参考事例集

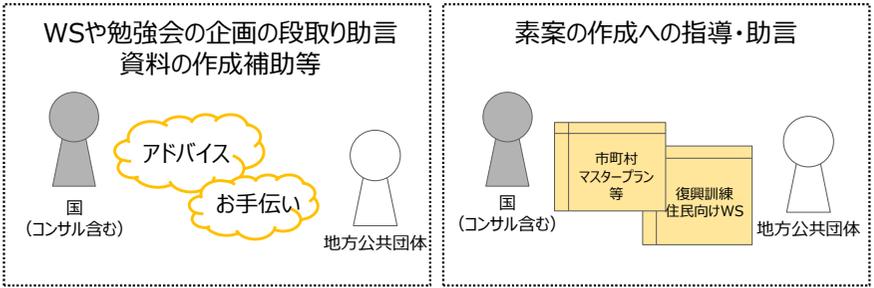
復旧・復興サポーター制度（R2～）

復興まちづくりのための事前準備について、ノウハウを伝授できる地方公共団体の職員・OBを「復旧・復興まちづくりサポーター」（以下「サポーター」）として登録し、地方公共団体を支援する制度。



伴走支援（R3～、年間を通じた指導・助言等）

復興まちづくりのための事前準備に取り組もうとする自治体や取り組んでいる自治体に対して伴走支援を実施。



都市防災総合推進事業（R4～）

都市防災総合推進事業において、事前復興まちづくり計画策定等に対して財政支援を実施。

- 【事業主体】 地方公共団体
- 【交付対象】 事前復興まちづくり計画策定
都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組
- 【交付率】 1 / 3

復興事前準備に関する支援

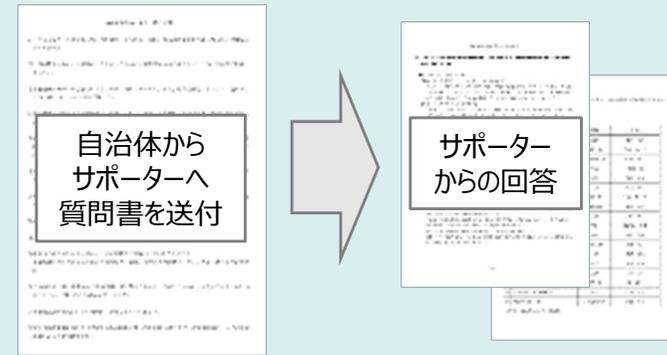
サポーターによる支援

- ・パートナー都市からの相談に対して、事務局（国交省）がサポーターをマッチングし、サポーターが支援を実施
- ＜講演会にサポーターを派遣した事例＞

 - ・「復旧・復興まちづくり」をテーマとした自治体の職員向け講演会(約50人が参加)の講師として、サポーターを派遣。

＜サポーターが個別相談に対応した事例＞

 - ・事前復興計画の策定を検討している自治体が、経験のあるサポーターと書面により個別相談を実施。



連絡会議の開催

- ・連絡会議を開催し（原則毎年開催）、情報交換やノウハウの共有及び制度についての意見交換を実施
- ＜R6年度の連絡会議の開催概要＞

■開催日時・場所（WEB併用）

- ①北海道ブロック 令和7年2月12日 14:00～16:30 札幌市
- ②東北・関東・北陸ブロック 令和7年1月27日 14:00～16:30 さいたま市
- ③中部・近畿ブロック 令和7年2月13日 14:00～16:30 大阪市
- ④中国・四国ブロック 令和7年2月27日 14:00～16:30 岡山市
- ⑤九州・沖縄ブロック 令和7年2月28日 14:00～16:30 福岡市

■参加者 サポーター、パートナー都市、自治体、地方整備局等 計約520名（WEB参加含む）

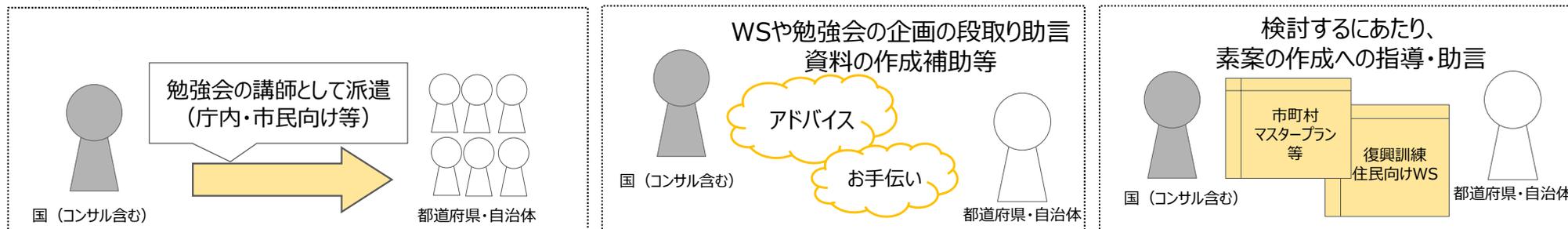
■主な議事

- ・復興事前準備の概要、全国での取組状況（都市安全課）
- ・復興事前準備の意義を考える（大学教授）
- ・復興事前準備の取組事例の紹介（自治体等）



復興事前準備に関する伴走支援

■ 伴走支援の具体的なイメージ



■ 令和6年度の伴走支援の概要

テーマ	支援先	取組内容・支援内容
勉強会	東京都杉並区	庁内向け初動勉強会、町内会対象の住民勉強会の開催
勉強会	神奈川県相模原市	課内勉強会、庁内向け初動勉強会
勉強会	静岡県富士市	事前都市復興計画の改定に伴う、庁内向け勉強会と主要メンバーの訓練
勉強会	静岡県	事前復興まちづくり計画策定に向けた管内自治体向け勉強会
勉強会／復興訓練	香川県	管内自治体向け初動勉強会や訓練の実施
復興訓練	山梨県	管内自治体向け訓練
復興訓練	熊本県	管内自治体での復興訓練の実施

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン【概要】

背景

- 国土交通省では、平成30年に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を策定し、**地方公共団体における復興の体制や手順、目標の事前検討等の復興事前準備の取組みを推進**してきたところ。
- これにより、**復興事前準備の取組みは一定程度定着**してきているが、復興体制や復興手順の検討にとどまっており、今後は、**復興まちづくりの目標や実施方針の検討が求められる**。
- このため、復興事前準備の取組みのうち、特に、復興まちづくりの目標・実施方針を検討し、事前復興まちづくり計画を検討・策定することに焦点をあてた「**事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン**」を策定。

ガイドラインの全体像

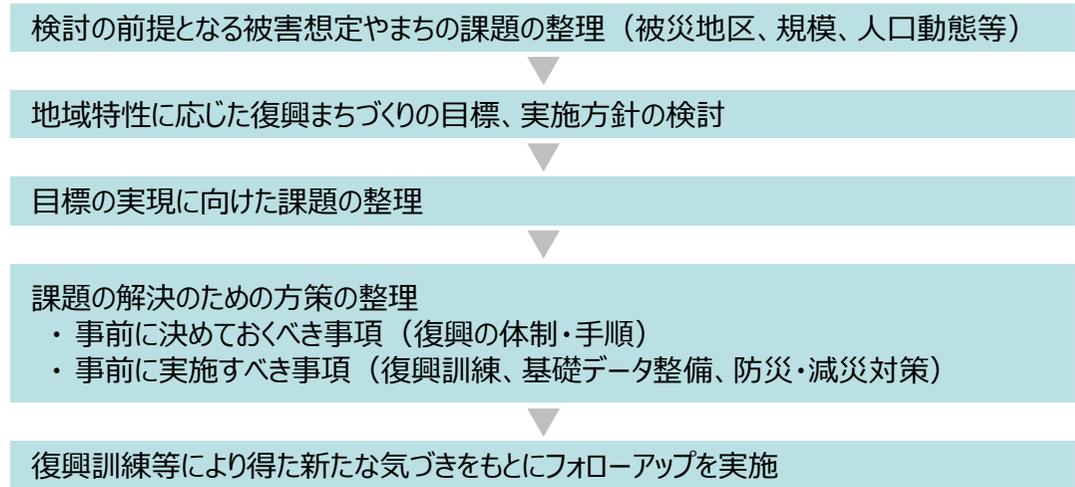
取組主体

- **復興まちづくりの主体となる市町村を主対象**。
- 都道府県も、復興方針の事前検討や市町村による事前復興まちづくり計画の検討を支援するために活用することを想定。

事前復興まちづくり計画とは

- 市町村で発生しうる災害による被災の分布や規模を想定し、復興後の空間を計画するものであり、**復興まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題、及び課題解決のための方策**をとりまとめたもの。

事前復興まちづくり計画の検討の進め方



- ・事前復興まちづくり計画は、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の上位計画をふまえ策定することが望ましい。
- ・災害発生時の被害要因の一部は、現在のまちの課題である場合もあり、災害発生後のまちづくりを考えることは現在のまちの課題を考えることにもつながる。

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン【概要】

ガイドラインの概要

1 事前復興まちづくり計画

(1) 想定する災害

- 面的整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる大規模な災害を想定

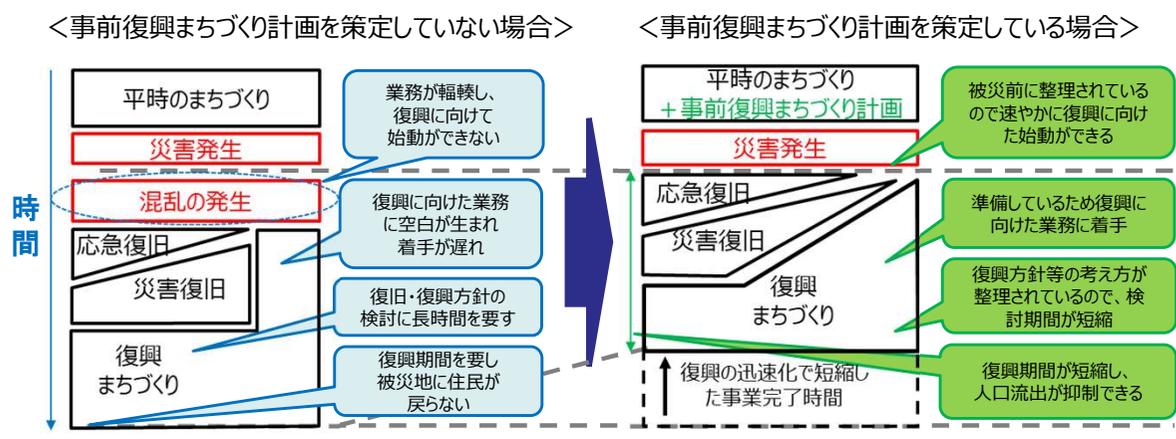
(2) 計画としてとりまとめる内容

項目	想定される記載内容の例示
①被害想定やまちの課題	・地域特性、被害の分布、規模等、復興時の課題
②復興まちづくりの目標・実施方針	・復興まちづくりの目標、基本的な考え方 ・復興まちづくりの方針 ・将来の都市構造 ・分野別の方針
③目標の実現に向けた課題	・目標を実現するための課題
④課題解決のための対応策	事前に決めておくべき事項 ・体制、手順に関わること ・復興まちづくりの工程に関すること
	事前に実施すべき事項 ・職員訓練 ・基礎データの準備に関すること ・住民との復興訓練等 ・防災・減災対策 等

(3) 事前復興まちづくり計画策定の意義と効果

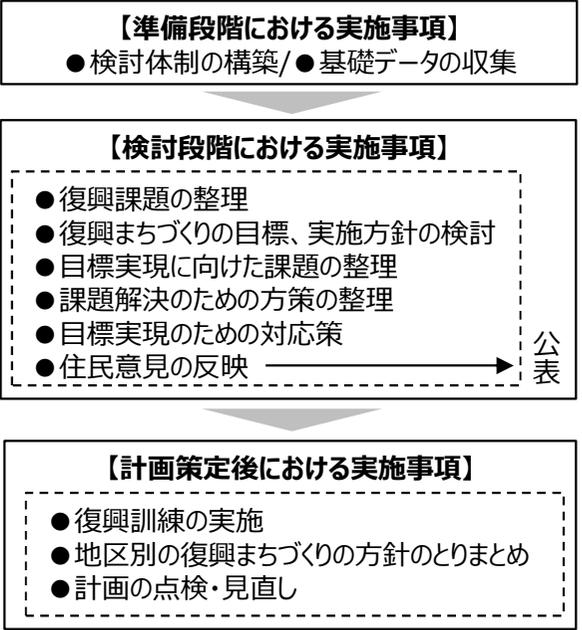
- 計画をとりまとめることで、復興まちづくりの目標や市街地整備等に関する実施方針が定まり、発災後に早期かつ的確な復興を行うことができる
- 計画の検討プロセスを経ることで、市町村職員の能力向上や住民の意識向上等が図られる

■ 事前復興まちづくり計画による効果（イメージ）



2 計画検討の進め方

(1) 検討の進め方



(2) とりまとめる方法

- 単独の計画としてとりまとめる方法と、法定計画等の中にとりまとめて位置づける方法等がある。

(3) 住民との関わり方

- 計画のとりまとめには住民意見を反映することが望ましい。
- 行政として計画の素案を策定してから住民の意見を聞く方法や、検討の初期段階から住民と意見交換し、計画を検討する方法等がある。

(4) 公表方法

- 住民と共有しておくべき内容は公表することが望ましい。
- 公表方法は、計画の全体を公表する方法や、計画の概要や一部を公表する方法等がある。

■ 復興まちづくりのための事前準備のホームページ https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_bosai/toshi_tobou_fr_000046.html

■ 問い合わせ先 国土交通省 都市局都市安全課 03-5253-8400

事前復興まちづくり計画策定推進に向けたあり方勉強会

【勉強会設置の背景】

- 復興まちづくりのための事前準備の取組として、事前復興まちづくり計画を策定することが望ましいが、**計画策定済みの自治体は33自治体と限られており、計画策定を推進するための方法検討**が必要。
- 事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインでは、事前復興まちづくり計画の目標等を市町村マスタープランに位置づけることや、復興まちづくりの目標や実施方針は、立地適正化計画の内容と整合を図ることが考えられるとされているが、その具体的内容は示されていない。

【勉強会の目的】

- 被災後、早期かつ的確に復興まちづくりに着手できるよう、事前復興まちづくり計画策定を推進するための方法を検討し、**全国での計画策定につなげることを目的とする。**
- 災害に強いコンパクトなまちづくりの実現をめざし、**事前復興まちづくり計画と市町村マスタープランや立地適正化計画の防災指針等との連携について整理**を行う。

【委員】（◎座長）

- ◎中林 一樹 東京都立大学名誉教授
- 加藤 孝明 東京大学生産技術研究所 教授
- 姥浦 道生 東北大学災害科学国際研究所 教授
- 牧 紀男 京都大学防災研究所 教授
- 日野原 武 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 課長
- 吉田 清彦 厚木市都市みらい部都市計画課 課長

【勉強会実施日】

- | | |
|----------|--------|
| 令和7年5月8日 | 第1回勉強会 |
| 6月5日 | 第2回勉強会 |
| 6月27日 | 第3回勉強会 |
| 7月30日 | 第4回勉強会 |

事前復興まちづくり計画策定推進に向けたあり方勉強会中間とりまとめ概要

① 復興事前準備や事前復興まちづくり計画の必要性の周知と被災前に実施する復興まちづくりの取組の周知

課題

- 首長や関係他部局における取組の必要性や取組内容に対する理解が不十分
- 取組を進めることによる効果がわかりにくい

取組の方向性

- 復興事前準備の取組や事前復興まちづくり計画に対する一層の理解促進
- 被災前から取り組むことによる復興まちづくりにおける効果を整理し、地方公共団体へ周知

② 都市計画や立地適正化計画等の既存計画及び既存の検討組織の活用

課題

- 都市計画や立地適正化計画等のマスタープラン等と一体で策定することが効率的・効果的だが具体的にどのように策定するのが効果的か示されていない

取組の方向性

- マスタープラン等の既存計画や既存組織を活用した事前復興まちづくり計画策定について有効に機能するケースや条件を整理し、地方公共団体へ周知



③ 都道府県が果たす役割の明確化

課題

- 都道府県による積極的な関与が市町村における取組につながっているが、そのような取組は限定的
- 広域的な土地利用等における近隣市町村との連携強化が重要

取組の方向性

- 都道府県の役割や市町村に対し行うべき支援内容を明確化し、都道府県による積極的な関与を促進



④ 中小規模市町村への更なる支援

課題

- 専門的、技術的知見を有する職員や体制の不足、事業実績の不足

取組の方向性

- 中小規模市町村でも、事前復興まちづくり計画策定や実現可能性の向上を図る継続的な取組が可能となるような環境整備を更に推進

⑤ 実現可能性の向上に向けた事前復興まちづくり計画の適切な見直しの推進

課題

- 事前復興まちづくり計画見直しの必要性や見直しの効果的な方法について整理が不足

取組の方向性

- どのような視点・タイミングで事前復興まちづくり計画の見直しを行うべきか、計画の実現可能性の向上を確保するために取り組むべき事項等について整理し、地方公共団体へ周知

⑥ 地方公共団体における事前復興まちづくりに係る取組の着手や深化の必要性の再認識

課題

- 事前復興まちづくり計画策定等に取り組む地方公共団体は限定的

取組の方向性

- 地方公共団体は、復興事前準備や事前復興まちづくり計画の策定等に取り組み、より実現可能で効果的な取組となるよう努力し、一歩ずつ取組を進め、深めていくことが必要

⑦ 事前復興まちづくり計画の策定に取り組むインセンティブの整理や検討

取組の方向性

- 事前復興まちづくり計画策定による実効性（早期かつ的確な復興の実現）を可視化し、地方公共団体へ周知
- 被災前に実施する復興まちづくりの取組等の実施に際して活用可能な制度を整理し、地方公共団体へ周知
- 既存制度の課題等を踏まえた上で、計画の実現可能性を向上させるインセンティブとなっているか、不断の見直し